

1
子育て環境の整備・推進

施策分野【子ども家庭支援】

施策 1 子育て環境の整備・推進

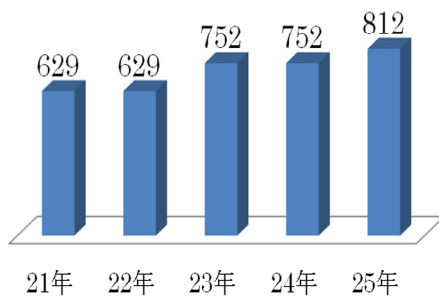
現況と課題

- ・ 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援法が制定されました。それに伴い、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。
- ・ 保育サービスに対するニーズに応えるため、保育所の設置支援や、病後児保育の実施、一時保育*の拡充など、保育サービスの充実に努めています。待機児童*は都市部においては大きな課題となっており、本市においても待機児童の解消には至っていません。
- ・ 保育需要が高まる中、今後子育て世帯の転入に対応できるよう、計画的に保育施設を確保することが必要です。
- ・ 子どもの安全な遊び場に対するニーズが高まっています。プレーパークの充実や児童センターの機能の充実が求められており、異年齢の子ども同士の交流や高齢者との交流の場となることが期待されています。
- ・ 子育てに関する情報は、ソーシャルネットワークサービス*の利用が活発化していることを踏まえ、新たな情報発信手段を検討するなど、子育て支援に参加したい市民も情報を得られるようにしていくことが必要です。

基本方針

- 仕事と子育ての両立のため、保育内容の充実や施設の整備を進め、保育サービスを向上させます。
- 地域全体で子どもたちを見守り支える社会を目指し、子どもたちがいきいきと成長できる環境づくりを総合的に推進します。

保育所定員数の推移



統計書（資料：子ども保育課） 各年4月1日現在

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

- 子ども・子育て支援事業計画を策定し、行政と地域住民が一体となった子育て支援体制の確立を目指します。

(2) 保育サービスの充実

- 一時保育や休日保育、病児・病後児保育*など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。
- 民間活力の導入を中心とした保育施設の充実と認可外保育所を利用する世帯への助成拡充により、待機児童の解消に努めます。
- 放課後の児童の安全な居場所を確保するため、既存のこどもルーム*の充実に図ります。

(3) 地域における子育て環境の充実

- 児童の健全育成に向け児童センターの機能の充実に図ります。
- 子育て支援センター*による総合的な子育て支援を充実します。
- ファミリー・サポート・センター*の周知と、活動の充実に図ります。
- 子育てに関する情報を、多様な手段を用いて発信します。また、子育て中の保護者の交流の場を提供します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て支援事業計画を策定・推進します。	こども保育課
保育所緊急整備事業	保育所の設置に対し、補助金を交付します。	こども保育課
中央・千代田保育所保育運営事業（子育て支援事業）	子育て支援センターすずらん、千代田つどいの広場を運営します。	中央保育所 千代田保育所

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
待機児童数	保育所待機児童の人数	36人	0人

期待される役割

市民	自ら子育てについて学び考え、自覚と責任を持って子育てを行う。
地域	子育てに対する理解と関心を深め、地域での子育て支援に取り組む。
事業所	子育てと仕事の両立が可能となるよう雇用環境の整備に取り組む。

*一時保育

就労や緊急時、育児に伴う保護者の心理的及び肉体的負担の軽減のため一時的に実施する保育。

*待機児童

保護者の就労などのため保育所への入所申請をしているものの、定員超過などにより入所できない児童。

*ソーシャルネットワークサービス

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

*病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に併設された専用スペース等において行う保育サービス。

*こどもルーム

保護者の就労などのために家庭で監護ができない児童を対象に、放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや生活の場を提供する施設。

*子育て支援センター

子育てに関する相談や子育てする親同士の交流の場を提供するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関。

*ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人をつなぐ役割を持つ機関。

2 家庭相談・家庭支援の充実

施策分野【子ども家庭支援】

施策 2 家庭相談・家庭支援の充実

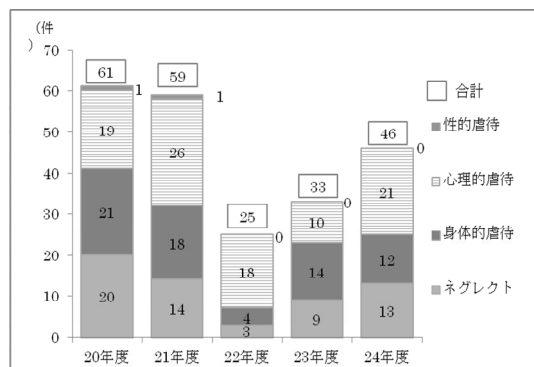
現況と課題

- ・ 核家族化の進展や地域における人とのつながりが希薄になったことなどから、家庭問題についての適切なアドバイスが受けられず、不安を抱える家庭が増加しています。また、子どもや家庭に関わる問題は複雑化・深刻化しており適切な対応が必要とされています。
- ・ 家庭内における様々な問題に対応するため、本市では相談や支援を利用しやすい体制づくりに取り組んでいます。きめ細かな対応が可能となるよう、さらなる相談支援体制の充実が求められています。
- ・ DV*や児童虐待に対する市民の意識や理解は、徐々に浸透しつつあります。しかし、相談件数や通告の件数が増加していることから、より一層の相談支援体制の強化やさらなる市民への啓発活動が必要です。
- ・ 子育てに関する経済的負担感は少子化の一因となっており、その軽減が求められています。
- ・ ひとり親で子育てする家庭は増加傾向にあります。経済的支援のほか、自立に向けての就業支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた支援が必要です。

基本方針

- DVや児童虐待から市民の生命と人権が守られるよう、通告・相談への対応強化や保護、自立支援の各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。
- ひとり親家庭や問題を抱える家庭の生活安定のため、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減、自立に向けた支援等を推進します。

DV・児童虐待の通告件数及びその内容



資料：家庭支援課

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 相談支援体制の充実

- ・ 家庭内における様々な相談に対応するため、臨床心理士を配置するとともに、ケースワーカーや相談員などの相談援助者の専門性を高め、相談支援体制の充実を図ります。

(2) DV・児童虐待防止対策の推進

- ・ 配偶者等からの暴力や児童虐待を早期に発見し、迅速に対応できる体制づくりを推進します。
- ・ 「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(CANPY)」の活動を強化するとともに、DV・児童虐待防止の啓発に努めます。

(3) 経済的支援の充実

- ・ 児童手当や子ども医療費助成などにより子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。

(4) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。
- ・ ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援や親子の交流の場の提供など、ひとり親家庭の子育てを支援します。

*DV

ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)の略称。配偶者や恋人など親しい関係にある相手からの暴力の意。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
家庭児童相談事業	問題を抱える家庭の相談、助言、支援・指導を行います。	家庭支援課
児童虐待防止・DV被害者支援事業	協議会の開催や被害者の安全確保のための保護を行います。	家庭支援課
子ども医療費対策事業	中学校3年生までの児童の医療費（保険診療による自己負担分）について全額助成します。	家庭支援課
ひとり親家庭等支援事業	経済的支援、就業支援の他、ひとり親家庭の児童への学習支援などを行います。	家庭支援課

期待される役割

市民	家庭において、子どもや配偶者等の人権を尊重する。
地域	子どもは地域で見守るとの意識で、悩みや問題を抱える親に必要な応じ手を差し伸べる。
事業所	多様な子育て家庭を理解し、子育てとの両立が可能な職場環境の整備に配慮していく。

3 高齢者の生活支援

施策分野【高齢者支援】

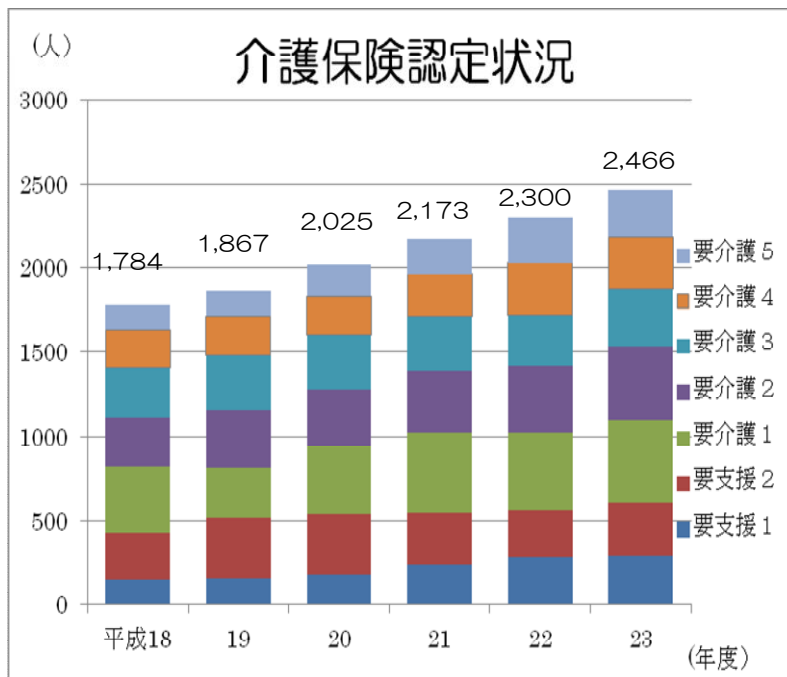
施策3 高齢者の生活支援

現況と課題

- ・ 社会状況や高齢化の進行により、多様化する高齢者ニーズへの対応の必要性が増しています。
- ・ 地域で自立して生活できるよう、要介護者の増加を抑制するための取り組みが必要とされています。本市では多くの高齢者が参加する介護予防教室を市内各所で実施しています。今後も参加機会の拡充や参加者を増やす取り組みが必要です。
- ・ 介護保険サービスの対象とならない高齢者にも地域で自立した生活をおくるためのサービスが必要です。
- ・ 介護保険については、在宅サービスの充実と地域密着型サービス*等の施設整備が進んでいます。しかし、施設サービスについては不足が生じていることから、将来の需要を見込んだ計画的な整備が必要です。

基本方針

- 高齢者が地域で自立した生活を維持・継続できるよう、高齢者やその家族の状況に合わせた高齢者福祉サービスを提供します。



統計書（資料：高齢者支援課）

具体的な取り組み

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉を総合的、計画的に推進します。

(2) 高齢者への日常生活支援

- ・ 介護予防を必要とする対象者を把握し、関係機関と連携した介護予防事業を実施します。
- ・ 介護保険サービスとの整合性を図りながら、配食サービス、住宅改修相談等、在宅福祉サービスを推進します。
- ・ 多様化する高齢者ニーズに対応した生活支援サービスを充実します。
- ・ 認知症に関する知識や認知症の予防について周知、啓発します。

(3) 介護保険サービスの充実

- ・ 利用者のニーズに合った介護保険サービスを提供するため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- ・ 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ等、各種居宅サービスの供給基盤の整備を促進し、必要量の確保に努めます。
- ・ 将来の需要人口を見込み、地域密着型サービスと施設サービスの提供体制を整備します。

* 地域密着型サービス

利用者が事業者の所在する市町村に居住する者に限定される介護保険サービス。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進事業	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定・推進します。	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	緊急通報システムの設置や介護用品の給付等を行います。	高齢者支援課
地域密着型サービス事業者指定等事業	市民のみを対象とする地域密着型サービス事業所の整備を促進します。	高齢者支援課

期待される役割

市民	積極的に介護予防に取り組む。
地域	介護予防教室を開催し、地域全体で介護予防に取り組む。
事業所	仕事と介護の両立支援に取り組む。

4

地域生活・社会参加の促進

施策分野【高齢者支援】

施策 4 地域生活・社会参加の促進

現況と課題

- ・ 高齢者福祉の中核である地域包括支援センター*は、高齢化の進行とともに果たすべき役割が多様化、複雑化しています。今後の高齢者の増加に備え、センター機能の充実が必要です。
- ・ 本市の人口が最も増加した時期に転入した市民は、すでに多くが定年退職の時期を迎えています。豊富な知識と経験を活かし、市民が地域の課題を解決し、住み慣れた地域をよりよいものとしていくことが期待されています。職場から地域へと生活の中心を移しても、地域住民として活躍できる社会環境の整備が求められています。
- ・ 定年退職直後の市民は就労を希望する割合も高いことから、地域の課題解決につながる事業の立ち上げへの支援や就業の場の拡大が求められています。

基本方針

- 住み慣れた地域で尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、地域包括ケア体制の整備充実を推進します。
- 一人一人の高齢者が、それぞれの生活の質の向上を実感できるよう、学び・働き・活動する機会を創出し、生きがいづくりを推進します。

シルバー人材センター会員数及び活動状況

年度	会員数(人)	受託件数(件)	活動延人員(人)
20	508	3,303	43,852
21	572	3,572	44,927
22	603	3,888	48,330
23	614	4,250	49,340
24	572	4,396	49,615

資料：福祉政策課

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 地域包括ケア体制の整備・充実

- ・ 地域包括支援センターの機能充実により、介護、介護予防、医療、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制を整備します。

(2) 高齢者の社会参加の促進

- ・ 高齢者の能力を活用した就業の場を確保するため、シルバー人材センター*の活動の充実を支援します。
- ・ 高齢者の社会参加を積極的に促進するための啓発、情報提供、能力の活用、人材育成の推進を図ります。
- ・ シニアクラブ*活動の運営やその活動の充実を支援します。
- ・ 高齢者が気軽に集い楽しめる場として、地域住民が設置するシニア憩いの里の運営を支援します。

*地域包括支援センター

介護予防・総合相談・生活支援など、高齢者を包括的に支援することを目的に設置された施設。

*シルバー人材センター

高齢者にふさわしい仕事を、企業・家庭・公共団体等から引き受けて会員に提供する自主的な会員組織。

*シニアクラブ

地域の高齢者が集まって交流などをはかる自主的な組織。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域包括支援センター運営事業	介護予防ケアマネジメントなど高齢者への総合的支援を行うセンターを運営します。	高齢者支援課
シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターに対する運営指導や補助金の支出などを行います。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
シルバー人材センターの会員数	シルバー人材センターの会員数	572人	790人

期待される役割

市民	地域で仲間をつくり、生きがいを見つける。
地域	高齢者が集まり、交流できる場をつくり、誘い合って仲間を増やす。
事業所	高齢者の就労の場の提供に協力する。

5 障害者福祉サービスの充実

施策分野【障害者支援】

施策5 障害者福祉サービスの充実

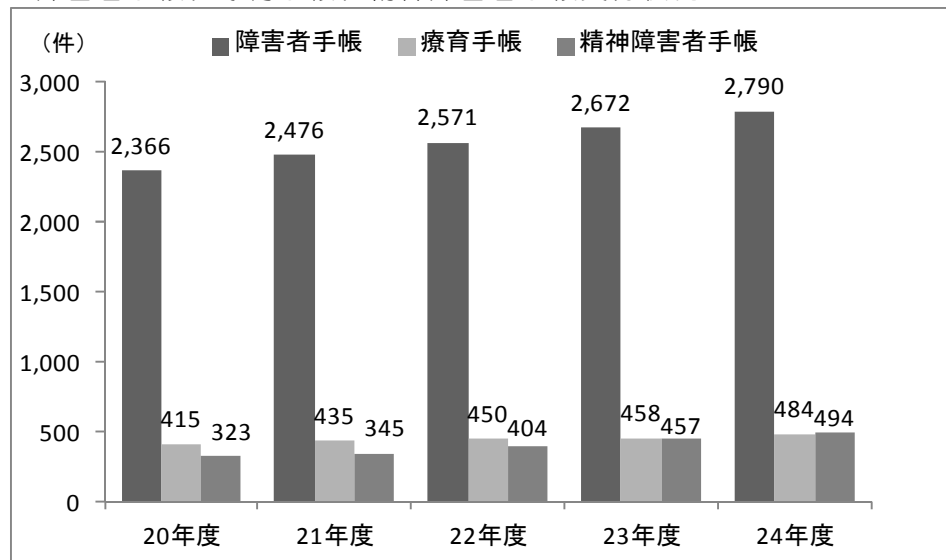
現況と課題

- ・本市では、障害に関わる手帳所持者数は身体障害者手帳が 2,790 人、療育手帳が 484 人、精神障害者保健福祉手帳が 494 人（すべて平成 24 年度）であり、年々緩やかな増加傾向にあります。
- ・
- ・障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、市民の理解が不可欠です。そのため理解促進のための啓発や公共施設等のバリアフリー*化・障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供など、障害のある人が地域で活動しやすい環境の整備が求められています。
- ・精神障害への理解をより一層深めるとともに、精神障害のある人の社会復帰、自立、社会経済活動への参加に対する市民の協力が求められています。

基本方針

- 障害のある人が地域において安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた生活支援を充実します。

障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳交付状況



統計書（資料：障害者支援課）

各年度末

具体的な取り組み

(1) 障害者基本計画の推進

- ・ 障害者基本計画に基づき、障害のある人一人ひとりのニーズに応じた障害者施策を推進します。

(2) 障害のある人への日常生活支援

- ・ 障害のある人一人ひとりの生活状況に合わせたサービスが利用できるよう、必要な情報提供や相談体制を充実します。
- ・ 障害のある人一人ひとりにあったサービスが提供されるよう、ケアマネジメントを推進します。

(3) 障害のある人の社会参加促進

- ・ 障害のある人のスポーツ・文化活動等の社会参加への支援を充実します。
- ・ 手話通訳の派遣、福祉カーの貸し出しや福祉タクシー助成金の支給などにより、障害のある人の外出支援を充実します。

(4) 精神保健福祉の充実

- ・ 精神障害のある人の自立や社会参加を促進します。
- ・ 医療機関や保健所、地域活動支援センター*等との連携を図りながら、精神保健相談体制の充実に努めます。

*バリアフリー

障害のある人や高齢者が行動するうえで障壁となるもの（段差など）を取り除くこと。

*地域活動支援センター

障害のある人が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会を提供する施設。

*意思疎通支援

手話または要約筆記等による聴覚障害者等とその他の者との意思の疎通に対する支援。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
障害者基本計画・障害福祉計画推進事業	障害者基本計画・障害福祉計画の策定、見直し、進行管理を行います。	障害者支援課
障害者自立支援給付事業	介護給付、訓練等給付、自立支援医療費給付などの支援を行います。	障害者支援課
地域生活支援事業	意思疎通支援*、地域生活支援給付費の支給、日常生活用具給付・取付に対する助成などの支援を行います。	障害者支援課
精神保健普及啓発事業	精神保健に精通した医師などによる講演会を開催します。	障害者支援課

期待される役割

市民	障害を正しく理解し、支援に協力する。
地域	地域イベントへ障害のある人が参加しやすくなるよう工夫する。
事業所	障害者向けサービスの提供体制を整える。

6 障害者支援施設の運営

施策分野【障害者支援】

施策6 障害者支援施設の運営

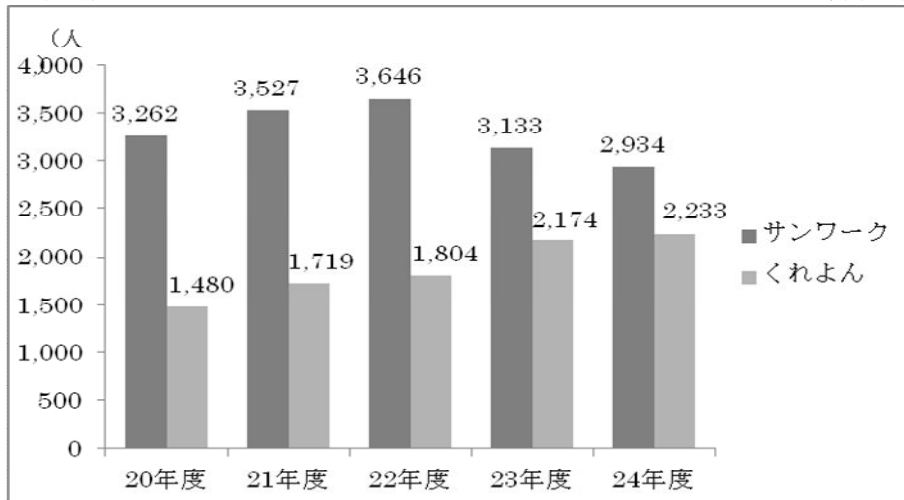
現況と課題

- ・本市には盲学校等の特別支援学校、就労系事業所*、地域活動支援センターなど、障害のある人の学校や福祉サービスを提供するための施設が複数あります。特に、障害者就労支援センター*サンワークや児童デイサービスセンター*くれよんを市で運営しており、障害者等の地域生活の支援を推進しています。
- ・平成24年度に障害のある人の雇用の促進等に関する法律の一部が改正されるなど、障害者雇用に係る法制度の整備が進んでいます。社会的自立を目指すための支援や日中活動の場を提供する障害者就労支援センターサンワークの充実が求められています。
- ・障害の有無に関わらず地域でともに育つ環境づくりが必要です。支援を必要とする乳幼児への早期療育やその保護者への支援は重要であることから、児童デイサービスセンターくれよんの充実が求められています。

基本方針

- 障害のある人が自立し、社会参加を促進するため、就労支援等を行う「サンワーク」の充実を図ります。
- 心身の発達に支援を必要とする児童が豊かに成長するよう、集団生活への適応訓練等を行う「くれよん」の充実を図ります。

就労支援センターサンワーク・児童デイサービスセンターくれよんの年間延利用者数



資料：就労支援センターサンワーク
児童デイサービスセンターくれよん

具体的な取り組み

(1) 障害者就労支援センターの運営

- ・ 関係機関と連携して、障害のある人の就労に向けた支援や社会的自立のための支援を図ります。
- ・ 利用者の工賃向上につながるよう、安定した事業の受託と収益の確保に努めます。

(2) 児童デイサービスセンターの運営

- ・ 日常生活における基本的動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、児童の発達に応じた療育指導による豊かな成長を支援します。
- ・ 関係機関相互の連携体制の構築と課題の共有を図りながら、相談体制の充実を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
就労支援事業	「サンワーク」において、日中活動の場の提供と社会的自立に向けた支援などを行います。	障害者支援課 (就労支援センター)
児童発達支援事業	「くれよん」において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	障害者支援課(児童デイサービスセンター)

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
サンワークの利用延人数	毎年度の利用延人数	156人	190人
くれよんの利用延人数	毎年度の利用延人数	2,233人	2,280人

期待される役割

市民	障害のある人の生産した物品を率先して購入する。
地域	障害者支援施設へのボランティア活動に協力する。
事業所	障害のある人の一般就労の場の提供に協力する。

*** 就労系事業所**
障害のある人の地域における就労支援を進めるための事業所。

*** 障害者就労支援センター**
障害のある人へ一般就労の機会を提供するため、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就労に向けた支援や社会的自立に向けた支援などを行う日中活動系のサービス事業所。

*** 児童デイサービスセンター**
日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受ける、日帰りの通所支援サービス事業。

施策分野【地域福祉】

施策7 福祉のまちづくりの推進

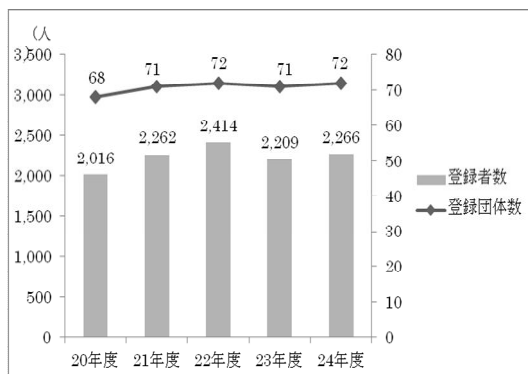
現況と課題

- ・ 少子高齢化や核家族化の進行により、家庭内で支え合う力が時代とともに低下しています。そのため、地域住民のつながりによる支え合いが可能となるような仕組みづくりが期待されています。
- ・ ボランティア活動へ参加する市民の固定化や高齢化が進行しています。助け合いの活動に参加したい市民が気軽に参加できる機会を増やし、地域における共助の活性化を図る必要があります。
- ・ 高齢者や障害者の権利を守る日常生活自立支援事業*や成年後見制度*は、認知度が低く制度の利用につながっていません。福祉に関する情報提供を充実し、福祉活動の活性化に結び付けることが必要です。
- ・ 総合福祉センターや南部総合福祉センターわろうべの里は利用率が高くなっていくことから、市民が充実した福祉活動を行うための拠点となる施設の整備、充実が求められています。

基本方針

- 市民がお互いに支え合い、障害の有無や年齢の相違にかかわらず安心して生活できるよう、市民、地域、行政がそれぞれの役割を認識し行動する、協力的な社会の構築を推進します。

ボランティアセンター登録団体数・登録者数



資料：福祉政策課

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 地域福祉計画の推進

- 地域福祉計画を市民の意見を取り入れながら見直し、市民が主役となる地域福祉を計画的に推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会*と連携して、福祉を担うボランティアの育成や活動の支援を行います。
- 成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の活動を推進します。
- 社会福祉協議会と連携して、児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう働きかけます。

(3) 福祉活動拠点の整備・充実

- 福祉施設については地域の実情に応じた、利用しやすい施設整備を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域福祉計画推進事業	地域福祉の推進に係る方向性を示す計画を策定し、推進します。	福祉政策課
社会福祉協議会支援事業	地域福祉活動を推進する社会福祉協議会への支援を行います。	福祉政策課
総合福祉センター管理運営事業	福祉活動の拠点として、総合福祉センターを運営します。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
ボランティアセンターの登録者数	ボランティアセンターに登録されたボランティア団体の構成員と個人で登録する者の合計の人数	2,266人	2,516人

期待される役割

市民	支え合い活動を自発的に実践する。
地域	支え合い活動を地域で実践する。
事業所	地域の支え合い活動に協力する。

*日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者などを対象に、契約に基づき、福祉サービス利用や日常的な金銭管理サービスなどを支援する事業。

*成年後見制度

判断能力が不十分な方の財産管理、契約などの生活援助を行い、相続、売買などで不利益を被らないように保護する制度。

*社会福祉協議会

民間の社会福祉活動の推進を目的とし、福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや市民活動の支援などを実施する、非営利の民間組織。

8 健康づくり活動の推進

施策分野【健康づくり】

施策 8 健康づくり活動の推進

現況と課題

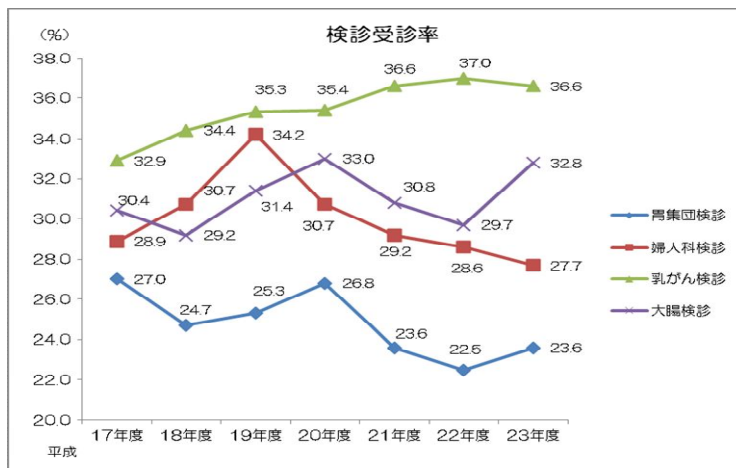
- ・ がん、心疾患、脳血管疾患を原因とする死亡割合は、日本人の 6 割にもなりません。しかし、これらの疾病・疾患は食生活をはじめとする生活習慣の改善により予防することが可能です。子どもの頃から食育活動などを通じた正しい生活習慣を身に付けることが重要です。
- ・ 市民の健康への関心は高齢者を中心に高くなっていますが、その関心度には年代による違いがみられます。性別や年齢別の特徴に合わせて、健康づくりに関する情報提供や啓発を実施するとともに、子どもやその保護者、若い世代の市民に対して重点的に働きかけることが重要です。
- ・ がん検診は、個別医療機関での受診拡大などを実施したものの、受診率はそれほど伸びていません。受診しやすい体制づくりと啓発により、早期発見・早期治療に結び付けることが必要です。

母子保健においては、乳児全戸訪問を始め、各種教室等の開催、子育て電話相談などを実施しています。孤立したり、複雑な問題を抱える家庭の子育てにも対応するため、関係機関との連携を図った体制整備が求められています。

- ・ 様々なストレスが蓄積されやすい現代社会において、心の病は身近な病気となっています。早期発見・早期治療のため、心の病の正しい理解と正しい知識を深めることが重要です。

基本方針

- 市民の健康保持・増進により誰もが健康で暮らせるよう、自分の健康は自分で守るという考え方を普及するとともに、年齢層に合わせた健康づくり活動を促進します。



統計書（資料：健康増進課）

具体的な取り組み

(1) 健康よつかいどう21プランの推進

- ・「健康よつかいどう21プラン」に基づき、市民の健康づくりを体系的に進めます。
- ・特定健康診査*、各種がん検診等の受診率の向上のため、受診しやすい環境づくりに努めます。
- ・健康の保持・増進のための生活習慣づくりの支援に取り組み、生活習慣病*の発生予防と重症化予防を推進します。
- ・市政だよりなどの既存の媒体に加え、多様な媒体を活用した健康情報の提供を進めます。
- ・乳幼児期から高齢期まで、年代に応じた健康相談にきめ細かな対応をします。

(2) 母子保健の充実

- ・乳幼児相談や健診事業の充実を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。
- ・妊娠・出産にあたり、悩みや問題を抱える家庭に対し、よりよい子育てのスタートができるように関係機関と連携しながら支援します。
- ・学校との協同により思春期保健事業を推進します。

(3) こころの健康づくりの推進

- ・子育て・働き盛り世代に対して、健康行動への誘導や精神保健対策などを実施します。
- ・市政だよりやホームページ、各種健診や地区活動を通じて、こころの健康づくりについての啓発活動を実施します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
検診事業	各種がん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	健康増進課
母子保健事業	乳幼児や妊産婦を対象に、相談・教室・健康診査・家庭訪問を実施します。	健康増進課
成人保健事業	健康教育、健康相談事業などを実施します。	健康増進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
各種がん検診の平均受診率	市が実施する各種がん検診の平均受診率	30.5%	50.0%

期待される役割

市民	健康づくりの重要性を認識し積極的に健康増進に取り組む。
地域	区・自治会などで健康づくりに取り組む。
事業所	会社ぐるみで健康づくり活動を行う。 メンタルヘルス対策に対する理解を深める。

*特定健康診査

糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うもの。

*生活習慣病

日頃の生活習慣の積みかさねによって引き起こされる病気の総称。糖尿病、脳卒中、心臓病、脂質異常症、高血圧、肥満など。

9

地域保健医療の充実

施策分野【健康づくり】

施策 9 地域保健医療の充実

現況と課題

- ・ 近年、本市の医療施設は増加傾向にあり、それに伴い、本市を従業地とする医師や歯科医師の数も増加しています。また、県域や二次医療圏での体制整備により高度専門医療や救急医療が提供されています。市民がそれらの医療資源を適切に活用できるよう、かかりつけ医*を持つことや医療機関の適正利用について啓発することが必要です。
- ・ 特に救急医療の現場では、軽症患者の受診や専門医志向が、本来の救急患者の診療に支障をきたすこともあります。市民が安心して利用できる制度を維持するため、救急医療体制や身近な相談機関の活用などについて、市民への情報提供が必要とされています。
- ・ 感染症の流行は毎年みられ、予防接種の内容も複雑になっています。医療機関との連携による接種の勧奨やわかりやすい周知に努めるなど、接種率の向上を図る取り組みが必要とされています。

基本方針

- 市民が健康で安心して生活できるよう、広域的な医療連携体制の充実や医療機関との連携による感染症予防に取り組みます。

市内医療施設数及び医師・歯科医師数

年	病院数	病床数	一般診療所数	病床数	歯科診療所	医師数	歯科医師数
16	4	754	45	73	39	85	50
17	4	734	45	73	39	—	—
18	5	868	45	45	40	90	54
19	5	878	46	52	41	—	—
20	5	878	47	52	40	94	52
21	5	943	47	52	42	—	—
22	5	943	47	52	42	110	59
23	5	943	45	52	42	—	—

医師、歯科医師数については隔年調査、数値は各年12月末日時点
 病院数、一般診療所数（病床数）、歯科診療所数については各年10月1日時点
 資料：「千葉県衛生統計年表」

具体的な取り組み

(1) 保健医療体制の整備

- ・ 市民が身近な地域で継続的な医療を受けられるよう、近隣の医療機関についての情報提供やかかりつけ医の必要性について啓発します。
- ・ 医療機関の適正利用や急病時の対応などについて、市民への情報提供に努めます。
- ・ 休日夜間急病診療所の運営や印旛市郡小児初期急病診療所への運営協力による初期救急医療の確保、印旛市郡地域での広域的な二次救急体制*の充実などに関係機関と連携して取り組みます。

(2) 感染症対策の充実

- ・ 感染症の予防に向けて、予防接種を実施するとともに、医療機関と連携した未接種者への勧奨や接種機会を充実させるなどにより接種率の向上に努めます。

*かかりつけ医

地域の診療所や医院で、患者の初期症状の治療や、家族ぐるみの日常的な健康管理にあたっている医師。

*二次救急体制

地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療体制。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
休日夜間急病診療所事業	保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、第一次医療機関として急病患者に緊急処置を行います。	健康増進課
予防接種事業	各種予防接種を実施します。	健康増進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
各種予防接種の平均接種率	各予防接種の対象者に対する接種者の割合	80.9%	85.0%

期待される役割

市民	かかりつけ医を持ち、正しく医療機関を利用する。
地域	感染症予防の知識を身につけ、感染症の流行拡大を防ぐ。
事業所	従業員の感染症対策に取り組む。

10

社会保障制度の充実

施策分野【社会保障】

施策 10 社会保障制度の充実

現況と課題

- ・ 少子高齢化の急速な進行により社会保障費に対する市民や自治体財政の負担が重くなっています。国においても持続可能な社会保障制度を目指し、給付・負担の両面で世代間、世代内の公平が確保される制度への改革が取り組まれています。
- ・ 少子高齢化への対応等に伴う年金制度改革により、制度の複雑化が進んでいます。適正な加入や保険料の納付につながるよう、制度の周知と啓発を行い、年金制度の安定的な運営に結び付けることが必要です。
- ・ 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度を適正に運営するため、保険税・保険料の徴収率向上による財源の確保と、疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制が課題となっています。
- ・ 生活保護の相談件数及び受給者数は年々増加しています。失業により若い世代が保護受給者となるケースも増加しており、生活の保障とともに、ハローワークなどと連携し、自立に向けた就労支援が求められています。

基本方針

- 安心して社会保障制度が利用できるよう、制度の周知・啓発と適正な運用・運営に努めます。

後期高齢者医療制度給付の状況

年度	医科診療		歯科診療		調剤	
	件数	給付額(円)	件数	給付額(円)	件数	給付額(円)
20	90,731	3,393,971,220	11,388	171,227,980	59,418	869,157,670
21	105,258	3,944,231,102	13,906	202,105,130	69,252	1,062,809,012
22	109,253	4,054,580,319	15,866	230,217,800	74,435	1,129,581,552
23	116,174	4,338,557,930	17,729	249,449,520	80,470	1,253,764,770
24	124,603	4,613,293,384	19,515	263,174,520	86,353	1,298,184,238

資料：国保年金課

具体的な取り組み

(1) 国民年金制度の啓発

- ・ 国民年金制度について周知、啓発活動を行い、国民年金への適正な加入につなげます。

(2) 医療保険制度の適正運営

- ・ 「第2次特定健診等実施計画」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を図ります。
- ・ レセプト*点検の強化等による適正な医療費の給付や事務処理の効率化による経費削減及び制度の周知や啓発活動による保険税の徴収率向上により、国民健康保険財政の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ・ 後期高齢者医療制度についての啓発活動に努めます。

(3) 生活の保障

- ・ 生活に困窮し、生活保護を必要とする人に対し、最低限度の生活を保障し、就労支援など自立に向けた取り組みを推進することにより生活の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
国民年金事務費	国民年金に関する窓口業務を行います。	国保年金課
国保保健事業	特定健康診査及び保健指導、人間ドックの助成などを実施します。	国保年金課
生活保護給付事業	生活に困窮する世帯に対し、対象世帯に応じた保護を適用します。	生活支援課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
国民健康保険税の収納率	国民健康保険税の現年度分の収納率	88.8%	89.0%

期待される役割

市民	公的制度を正しく利用する。
事業所	公的制度の維持に協力する。

*レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

11

防災・危機管理体制の強化

施策分野【防災・減災】

施策 11 防災・危機管理体制の強化

現況と課題

- ・ 東日本大震災を契機に「安全・安心」への意識は大きく変化し、防災の重要性が見直されています。
- ・ 本市においても、首都直下地震等の発生の切迫性が高まっていることや集中豪雨の増加など、自然災害への対応が急務となっています。被害を的確に想定し、可能な限りの備えをハード、ソフト両面から、総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- ・ これまで本市では危機管理監や危機管理室を新設するなど、危機管理体制を強化してきました。今後も想定される様々な危機に対応できる体制づくりが必要です。

基本方針

- 大規模災害をはじめ、想定される様々な危機に対応するため、危機管理指針や地域防災計画などに基づき、総合的な体制整備を推進します。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 防災対応力の向上

- ・ 地域防災計画*の推進と必要に応じた見直しにより、市全体の防災対策を計画的に進めます。
- ・ 緊急時職員参集システム*の活用や職員向けの防災研修、訓練の充実により、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上を図ります。
- ・ 災害時における相互応援協定の締結など、他都市との応援体制を強化します。
- ・ 災害発生時に速やかに対策本部を設置できる体制を整えるとともに、収集した被害状況や関係機関からの災害情報を一元管理、共有化できるシステムを構築します。

(2) 危機管理体制の充実

- ・ 危機管理指針*に基づき、危機管理マニュアル*の整備を推進します。
- ・ 業務継続計画（BCP）*を策定し、事前対策の充実や復旧体制の整備などにより、非常時の業務継続力を高めます。

(3) 国民保護体制の充実

- ・ 国民保護法に基づく国民保護*計画を推進し、大規模テロや武力攻撃などの緊急事態に対応できる体制の充実を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業	災害情報一元化システムを構築するなど災害に対応できる体制を整備します。	危機管理室
危機管理事業	危機管理マニュアルや業務継続計画（BCP）の整備を推進します。	危機管理室
国民保護計画推進事業	Jアラート*の確実な運用を行うなど国民保護計画を推進します。	危機管理室

期待される役割

市民	自発的に地区における防災活動に協力する。
地域	コミュニティが中心となる地区防災計画を策定する。
事業所	必要に応じて業務継続計画（BCP）を策定し、災害時における事業活動の継続的实施に努める。

* 地域防災計画

国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、市防災会議が作成する計画。

* 緊急時職員参集システム

災害時に職員へ参集メールを配信するシステム。

* 危機管理指針

本市における危機対応について基本的な考え方を定めた指針。

* 危機管理マニュアル

危機管理指針に基づき作成する危機事態別のマニュアル。

* 業務継続計画（BCP）

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画。

* 国民保護

大規模テロや武力攻撃等の事態により生じる災害から、国民の生命、身体及び財産を保護すること。

* Jアラート（全国瞬時警報システム）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市の防災行政無線等を自動起動することにより、住民まで瞬時に伝達するシステム。

12

地域防災力の向上

施策分野【防災・減災】

施策 12 地域防災力の向上

現況と課題

- ・ 大規模災害の発生に備えて、市民一人ひとりが正しい知識に基づき行動できるようにするため、すべての世代に対する防災教育を充実させることが必要です。併せて、災害時に的確な対応を図るため、迅速な情報提供手段を利用したタイムリーな情報発信と共有化が求められています。
- ・ 東日本大震災の経験から、防災対応の重要性が注目され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が高まっており、本市の自主防災組織*の組織率は79%まで高まっています。今後はこれをさらに高め、その実践力を向上させるとともに、民間企業などとも連携を図っていくことが必要です。
- ・ 事業所や学校、四街道・物井両駅などで発生することが想定される帰宅困難者対策を進めることが必要です。
- ・ 災害対応については、高齢者、障害者、乳幼児、女性など、多様性に配慮する視点が求められています。

基本方針

- 地域防災力の向上を図るため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
自主防災組織の組織率 (世帯ベース)	区・自治会加入世帯に占める自主 防災組織加入世帯の割合	79% (H25.4.18)	96%
防災備蓄倉庫整備数	市内における防災備蓄倉庫の設 置数	3箇所	6箇所

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 防災意識の向上

- ・ 防災ハザードマップ*の配布などにより、市民の防災意識の向上を図るとともに、学校教育や生涯学習を通して、防災について学ぶ場を増やすなど、正しい知識の普及を推進します。
- ・ 防災訓練への参加者増加を図るとともに、様々な想定のもとで実践的な防災訓練を実施し、市民の災害対応力の向上を図ります。
- ・ 防災行政無線や「よめーる」*を活用し、警報・防災情報のタイムリーな提供を行います。また、防災行政無線の難聴区域対策を推進します。

(2) 地域と連携した防災対策の推進

- ・ 自主防災組織を育成、強化し、地域の防災体制づくりを促進します。
- ・ 地域住民と連携し、災害時における避難行動要支援者*対策の充実を図ります。
- ・ 円滑なボランティアの受け入れができるよう、災害時ボランティア活動の受け入れ態勢を整備します。
- ・ 医療機関や福祉施設、ライフライン事業者など民間企業などとの連携体制を強化します。
- ・ 帰宅困難者対策協議会を設置し、事業所や学校、公共交通機関などと連携、協力した帰宅困難者対策を進めます。

(3) 多様性に配慮した災害応急対応

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、女性など、被災者の多様性に配慮した避難所運営マニュアル*の策定を進めるとともに、一般の避難所では生活が困難な避難者に対応するための福祉避難所*を指定します。
- ・ 紙おむつ（乳幼児用、大人用）や生理用品など多様性に配慮した備蓄を進めます。

(4) 備蓄・物流体制の整備

- ・ 備蓄倉庫の新設や大規模改造、備蓄品の整備など備蓄体制の充実を図るとともに、家庭、地域、事業所における備蓄の重要性を啓発します。
- ・ 災害時の物資供給体制を確保するため物流体制の整備に取り組みます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業（再掲）	防災ハザードマップの配布、防災行政無線子局の増設、各種防災訓練を実施します。避難所運営マニュアルの整備及び福祉避難所の指定を進めます。	危機管理室
自主防災組織育成事業	自主防災組織が行う防災資機材の購入や防災訓練の実施経費に対して助成します。	危機管理室
防災備蓄倉庫整備事業	防災備蓄倉庫を新設します。	危機管理室

期待される役割

市民	防災知識を身に付け、防災訓練へ積極的に参加する。 家族3日分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。
地域	自主防災組織を設置する。 災害時には住民同士が支え合う体制を整える。
事業所	災害時に行政や地域と協力する体制を整える。 従業員3日分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。

*自主防災組織

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体。

（組織率は平成25年4月18日現在の世帯ベース）。

*防災ハザードマップ

災害時の避難場所や平時からの心構え等を冊子化したもの。

*よめーる

本市が運用する電子メールを活用した情報提供サービス。登録することにより、気象情報や災害情報などの提供を受けることができる。

*避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で支援が必要な人。

*避難所運営マニュアル

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに開設する避難所の運営に関する事項をまとめたもの。

*福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた二次的な避難所。

13

防災都市基盤の強化

施策分野【防災・減災】

施策 13 防災都市基盤の強化

現況と課題

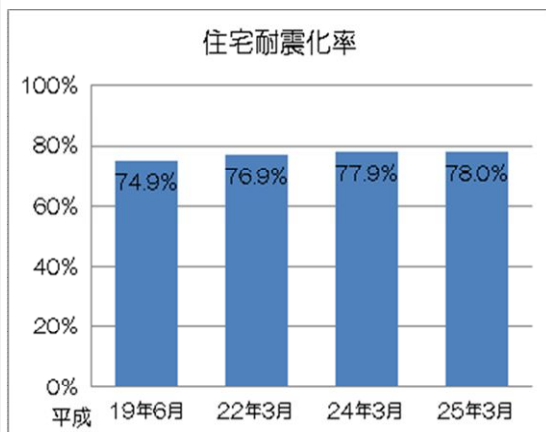
- ・ 大規模地震による被害が想定される中、災害時に市民の生命を守る住宅やライフライン、防災施設等の都市を構成する施設整備の重要性が一層高まっています。
- ・ 市役所庁舎など防災拠点となる公共施設や各地域の避難所となる学校などでは、災害を想定した施設整備など、災害時に速やかに対応できる体制づくりが求められています。
- ・ 上下水道や道路などのライフラインは、防災の視点を持った更新、整備が必要です。
- ・ 災害時の被害を最小限に抑えるためには、住宅など建物の耐震化や施設・設備の修繕に取り組み、建物の倒壊を最小限に抑え、避難路や避難場所を確保することが重要です。
- ・ 近年、局地的大雨*などの異常気象による災害が増加傾向にあります。このため、市街地の排水機能の向上など、自然災害への対応強化が求められています。

基本方針

- 災害の発生を防止し、また、災害が発生した際の被害を最小限に低減するため、防災の視点から都市基盤の強化を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅耐震化率	市内住宅の耐震化率（推計値）	78.0%	85.0%



資料：建築課

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 防災拠点等の整備

- ・ 防災拠点となる市役所庁舎の整備を行います。
- ・ 避難所となる学校施設等にマンホールトイレ*、防災井戸、受水槽給水栓*などを設置し、防災機能の強化を図ります。

(2) ライフラインの強化

- ・ 災害時の避難や物資運搬、緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強を推進します。
- ・ 水道管や下水道管などの更新及び下水道管の補強を実施します。

(3) 建物の耐震化の推進

- ・ 文化センター会館棟や学校施設等、公共施設の耐震化を推進します。
- ・ 住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。

(4) 防災視点のまちづくりの推進

- ・ 冠水の防止のため、雨水貯留施設*の設置を推進し、排水機能の向上を図ります。
- ・ がけ崩れ土砂災害の防止対策を行います。
- ・ 災害時の避難や延焼防止のため、公園・緑地等のオープンスペースを計画的に配置するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の防止や火災での延焼防止に優れた生垣設置を促進します。
- ・ 安全な避難路の確保・誘導のため、屋外広告物など落下物等の安全対策や防災標識の整備を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
庁舎等整備事業（再掲）	防災拠点となる市役所庁舎の耐震対策を行います。	管財課
水道管布設事業（再掲）	主要水道管及び老朽管を耐震管に更新します。	工務課
建築防災行政事業	木造住宅に対する耐震診断費や耐震改修工事費を助成します。	建築課
急傾斜地崩壊対策事業	がけ崩れ土砂災害の防止対策を行います。	道路管理課

期待される役割

市民	住宅の耐震化を進めるとともに、家具の転倒・落下の防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策を講じる。
地域	地域の避難路の安全点検を行う。
事業所	建物の耐震化や屋外広告物などの安全対策を講じる。

* 局地的大雨

狭い範囲に突然強い雨が降り、短時間に数十 mm 程度の雨量をもたらすような雨。

* マンホールトイレ

災害時、施設内のトイレが使用できないときに、井戸水やプールの水等を活用して排泄物を下水道本管に直接流す仕組みの仮設トイレ。

* 受水槽給水栓

受水槽に設置する非常用の給水栓。水道施設が被害を受けて断水した場合でも受水槽に貯まっている飲料用水が利用できる。

* 雨水貯留施設

雨水を一時的にためる施設。雨水の流出を一時的に抑制することにより、浸水による被害を軽減させる。

14

消防・救急の充実

施策分野【消防・救急】

施策 14 消防・救急の充実

現況と課題

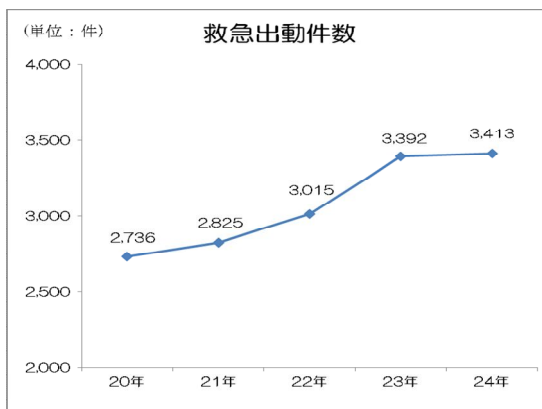
- ・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、消防活動の拠点となる消防本部機能の強化を図る必要があります。また、ちば消防共同指令センター*を通じた隣接地域への出動応援体制が整い、周辺市町との連携が進んでいます。今後は消防体制の強化を図るため、広域化について検討していく必要があります。
- ・本市の救急出動件数は、平成20年（2,736件）から平成24年（3,413件）の5年間に700件近く増加しています。今後も高齢化の進行により、出動件数のさらなる増加が見込まれ、救急体制の強化が求められます。あわせて、救急救命に関する知識の普及により、市民一人ひとりの対応力を高めることが重要です。
- ・本市の火災件数は、1年間に30件程度でほぼ横ばいで推移しています。火災予防の正しい知識により火災の発生を未然に防ぐとともに、住宅用火災警報器*の普及により、火災発生時の被害を最小限にすることが重要です。
- ・消防団は18個分団、団員数は277名（平成25年4月現在）です。地域によっては団員の高齢化や団員数の減少が進行していることから、組織の再編等の検討が必要になっています。また、老朽化した分団詰所の建て替えや改修などが必要です。

基本方針

- 市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制を強化します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用火災警報器設置率	住宅用火災警報器設置率（推計値）	74.2% (H25.6.1)	100%
救急救命士数	救急救命士の資格を有する者の数	23人	28人



四街道市統計書（資料：消防本部）

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 消防体制の充実

- 地震等の大規模災害や多様化する災害に的確に対応するため、狭あいで老朽化した消防本部庁舎の再整備を含め、市域の消防力の再編に取り組みます。また、消防職員の確保及び研修・訓練を適切に行うほか、消防施設の維持管理、消防車両や装備、消防水利*の整備などを計画的に行い、消防体制の充実を図ります。
- 千葉県消防広域化推進計画に基づき、広域化について調査・研究を行います。

(2) 救急体制の充実

- 医療機関との連携、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備などにより、救急体制の充実を図ります。
- 新たに児童や生徒向けの講習を行うなど、応急手当普及講習の充実によりAED*の使用方法を始め、救急救命に関する知識の普及を図ります。

(3) 火災予防の推進

- (仮称)消防フェアを新たに開催するなど啓発活動を充実させるとともに、防火指導員等の活動促進や防災訓練を実施することにより、市民の防災意識、防災対応力を高めます。
- 防火管理指導の強化や住宅用火災警報器の普及促進など、防火対策を推進します。

(4) 消防団の充実・強化

- 消防団員の確保に努め、消防団活動の充実を図るとともに、消防団の再編を検討します。
- 老朽化した分団詰所の建て替え・改修、消防団車両や被服等の更新を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
消防施設等整備事業	狭あいで老朽化した消防本部庁舎の再整備を含め、市域の消防力の再編に取り組みます。老朽化した分団詰所の建て替え・改修を行います。	消防本部 総務課
消防車両整備事業	消防車、高規格救急車の更新を行います。	消防本部 警防課
火災予防事業	住宅用火災警報器の普及啓発を行います。	消防本部 予防課

期待される役割

市民	消防団に入団する、または消防団活動に協力する。 応急手当普及講習会へ参加する。 住宅用火災警報器を設置する。
地域	消防団活動に協力する。
事業所	従業員の消防団活動に配慮する。 従業員に応急手当普及講習会を実施する。 AEDを設置する。

*ちば消防共同指令センター

千葉県北東部・南部の20消防本部の119番通報の受信や、消防車や救急車の無線管制等の通信指令業務を共同で行うセンター。業務の効率化が図られるとともに、各消防本部の連携及び情報の共有化が可能となり、隣接地域や大規模な災害時の相互応援体制が充実・強化される。

*住宅用火災警報器

火災により発生する煙や熱を感じ、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器。新築住宅は、平成18年6月1日から、既存の住宅は、平成20年6月1日から設置が義務化。

*消防水利

消火栓や防火水槽など、火災発生時に消火用の水を確保する施設。

*AED(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんして全身に血液を送り出すことができなくなる心室細動になった場合に、心臓に電気ショックを与えることにより正常に戻すための医療機器。

15

身近な安全の強化

施策分野【防犯・交通安全・消費者保護】

施策 15 身近な安全の強化

現況と課題

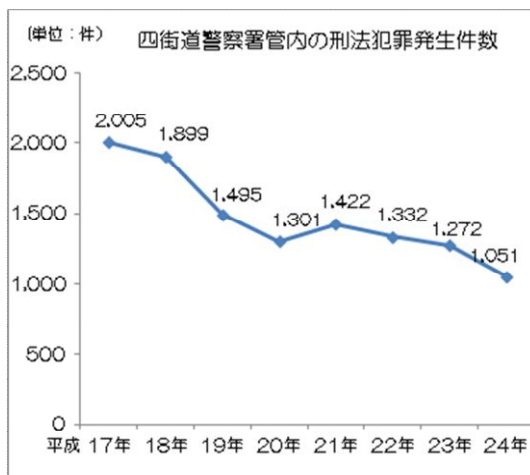
- ・ 本市の刑法犯罪発生件数は減少傾向を示しています。犯罪の少ないまちづくりをさらに推進するため、住民、行政、警察等の連携強化による継続的で効果的な防犯活動が求められています。
- ・ 本市の交通事故発生件数は減少しています。しかし、高齢化の進行により、高齢者の関係する交通事故の割合は増加傾向がみられ、高齢者が加害者となるケースもみられます。今後も警察など関係機関と連携した効果的な交通安全対策が求められています。
- ・ 消費生活に関するトラブルは多重債務や振り込め詐欺など多様化、複雑化が進んでいます。犯罪の手口や対応方法の周知といった啓発活動を推進するとともに、消費者学習による消費者自身の知識の習得により、被害を未然に防ぐことが必要です。

基本方針

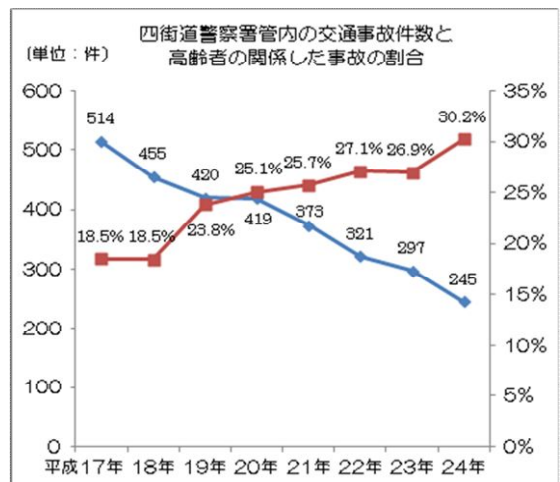
- 安全で犯罪のない社会の実現のため、関係機関や地域の住民等と協力・連携した安全・防犯対策を実施します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
刑法犯罪発生件数	四街道警察署管内で発生した刑法犯罪発生件数	1,051 件 (H24 年)	1,000 件
交通事故発生件数	四街道警察署管内で発生した交通事故発生件数	245 件 (H24 年)	200 件



四街道市統計書（資料：四街道警察署）



四街道市統計書（資料：四街道警察署）

具体的な取り組み

(1) 防犯体制の強化

- ・ 安全安心ステーション*を中核に地域防犯体制を確立し、市民による防犯活動を促進するとともに、活動団体同士や警察との連携を強化し、防犯のまちづくりを推進します。
- ・ 防犯カメラ*の設置や省エネルギーに対応した防犯灯などの整備を計画的に進めます。

(2) 交通安全の推進

- ・ 警察や地域と連携し、啓発活動を行うなど交通安全を推進します。
- ・ 高齢者や子どもなどの交通弱者向けの交通安全教室の実施に加え、自転車や自動車の運転者向けの講習会を開催するなど、交通安全教育の充実を図ります。
- ・ カーブミラーやガードレール、信号機など交通安全施設を計画的に整備・要望します。

(3) 消費者保護対策の推進

- ・ 消費生活センター*を拠点に消費生活に関する相談機能の充実を図るとともに警察などと連携し、タイムリーな消費者犯罪被害情報の提供に努めます。
- ・ 子ども向け、高齢者向けなどメニューの充実を図り、公民館講座や出前講座など、多様な機会を使って消費者学習を推進します。
- ・ 消費者団体等の自主的な活動へ支援するとともに連携強化を図ります。

*安全安心ステーション

市民生活における安全及び安心の向上に資するための施設。防犯に係る啓発及び相談や防犯パトロールを行うほか、警察署、防犯協会及び自主防犯組織との連絡調整などを行う。

*防犯カメラ

多発するひったくり対策の一環として市内の幹線道路に設置するカメラ。

*消費生活センター

安全安心ステーション内に設置。暮らしの中の消費生活に関するさまざまな相談や苦情に消費生活専門相談員が対応。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
防犯対策事業	安全安心ステーションを中核にした防犯体制を確立します。	自治振興課
交通安全施設保守・整備事業	カーブミラーやガードレールなど交通安全施設を整備します。	道路管理課
消費者保護事業	消費生活センターの相談機能の充実を図ります。	産業振興課

期待される役割

市民	交通安全教室に参加する。 消費者学習を行う。
地域	防犯パトロールや見守り活動を行う。
事業所	防犯パトロールや子ども 110 番など地域の防犯活動に協力する。

写真またはイラスト

16

幼児教育の充実

施策分野【子ども教育】

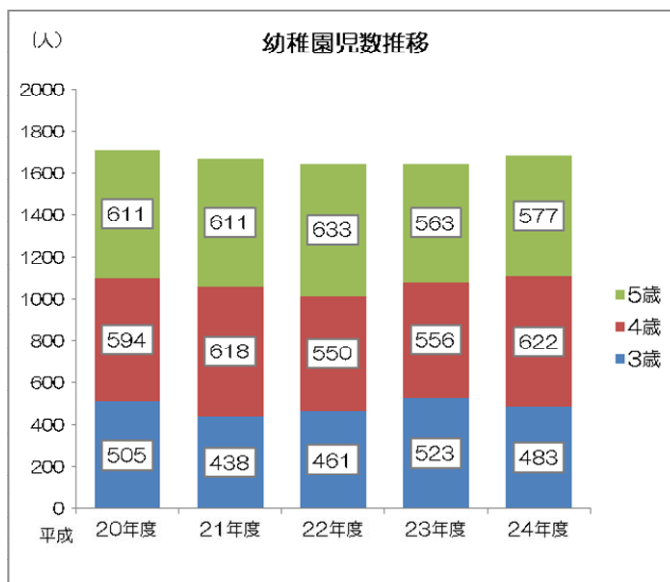
施策 16 幼児教育の充実

現況と課題

- ・全国的に少子化・高齢化が急速に進行する中、生涯にわたる人間形成の基礎を支える幼児教育の重要性は、今後ますます高まると見込まれます。
- ・子育て支援を推進するうえで、子育て世代の負担を軽減するため、保護者に対する経済的支援が求められています。
- ・本市の幼児教育を担う私立幼稚園は 9 園あり、幼児教育環境の整備と幼児教育の向上のためには、私立幼稚園に対する継続的な各種支援が必要です。
- ・経済状況の変化や女性の社会参画意識の変化により、働きながら子どもを育てたいと考える市民が増加しており、幼稚園でも預かり保育*のニーズが高まっていることから、預かり保育の実施や認定こども園に対する支援などが求められています。
- ・幼児教育充実のため、幼稚園と小学校の連携が求められています。

基本方針

- 幼児教育の充実のため、保護者の負担軽減や幼児教育環境の整備に努めます。



四街道市統計書（資料：「学校基本調査」）

具体的な取り組み

(1) 保護者負担の軽減

- ・ 幼児教育を受けやすい環境とするため、私立幼稚園児の保護者に対して助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、特別支援を要する私立幼稚園児の保護者に対して支援を行います。

(2) 幼稚園環境整備への支援

- ・ 私立幼稚園に対して教材などの整備にかかる費用、特別支援教育にかかる費用及び預かり保育にかかる費用の助成を行います。

(3) 幼児教育への支援

- ・ 幼児教育水準の向上を図るため、幼稚園協会*の活動に対して助成を行います。
- ・ 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進のために、幼稚園や保育園と小学校との連携を支援します。

*預かり保育

保育二一卒の多様化に対応するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動。

*幼稚園協会

市内の幼稚園7園で構成する団体。市や教育委員会と協力して、幼児教育の振興や教育環境の充実に取り組んでいる。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
私立幼稚園保護者負担軽減事業	私立幼稚園の保護者に対して、就園奨励費補助金を支給します。	こども保育課
私立幼稚園運営補助事業	私立幼稚園に対して、運営にかかる費用（教材費、特別支援教育運営費、預かり保育運営費）の一部を助成します。	こども保育課
幼稚園協会補助事業	幼稚園教員の研修や情報交換の機会等を充実させるための費用として、幼稚園協会に対し助成を行います。	こども保育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
幼稚園の定員充足率	市内の幼稚園の定員数に対する在園者数の割合	76.0%	100%

期待される役割

市民	幼児教育に対する理解を深め、幼稚園等の運営に協力する。
地域	幼稚園等の行事に協力する。
事業所	幼稚園等の行事に協力する。

17

義務教育の充実

施策分野【子ども教育】

施策 17 義務教育の充実

現況と課題

- ・ グローバル化や知識基盤社会*の到来、少子高齢化の進行など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。このような時代の中で子どもたちへの教育を一層充実していくよう教育機会の確保や教育水準の維持向上が求められています。
- ・ 本市では、小学校低学年において少人数学級等を導入し、きめ細かな指導体制の整備を進めています。今後さらなる学習指導体制の向上のために、少人数学級等の充実と拡大が求められています。
- ・ 教育環境の一層の向上のため、学校施設の整備・充実が求められています。一方で、学校規模や配置の適正化を検討する必要があります。
- ・ 個別の支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、一人ひとりに対する支援の充実が求められています。

基本方針

- 子どもたちの学力の向上と豊かな心を育むため、教育内容の充実と教育環境の整備を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
耐震性能を有している学校施設の棟数の割合	市内の小中学校の校舎・体育館・武道場等の全学校施設に対し、耐震性能を有している棟数の割合	95%	100%

期待される役割

市民	学校の教育に対する理解を深め、学校の運営に協力する。
地域	学校行事や教育活動に協力する。
事業所	学校行事や教育活動に協力する。

具体的な取り組み

(1) 教育活動・内容の充実

- ・ 義務教育の9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立を図れるよう、小中一貫教育を推進します。
- ・ 外国語指導助手*の効果的な活用や教職員の英語力の向上により英語教育の充実を図るとともに、実践的な英語力の向上を目指し、英語検定受験料の助成を行います。
- ・ 子どもたちが社会の中で、自分らしい生き方を見出すことができるよう職場体験や職場見学を通じて社会的、職業的基盤を学ぶキャリア教育を推進します。
- ・ 部活動の活性化や活動内容の充実を図るため、部活動に対する支援を行います。
- ・ さまざまな教育活動を通じて道徳教育の充実に取り組みます。

(2) 教育環境の整備

- ・ 少人数学級*または少人数指導*、チームティーチング*を中学校3年生まで拡大することにより、きめ細かな指導の一層の充実を図ります。
- ・ 校舎等の耐震化や老朽化への対応を図るとともに、各小中学校の普通教室にエアコンを設置します。
- ・ 児童・生徒に安全な学校給食を提供するとともに、老朽化した学校給食施設の改築を行います。
- ・ 情報教育を推進するため、小中学校のコンピュータ機器を計画的に整備します。
- ・ 読書活動を推進するため、学校図書館の情報化を図り、学校間及び市立図書館とのネットワーク化を実現します。
- ・ 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラー*の増員や語学指導員の派遣を行います。
- ・ より良い教育環境を提供し、一層の教育効果の向上を図るため、学校の適正規模や適正配置を検討します。

(3) 特別支援教育の充実

- ・ 教職員に対して、巡回相談員による相談・助言を実施するとともに、適宜、特別支援教育支援員を派遣します。
- ・ 教職員の特別支援教育*に関する資質の向上を図るため、特別支援教育の理念や進め方を理解するための研修を実施します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
小中一貫教育推進事業	義務教育9年間を一体的にとらえた教育を推進します。	学務課
少人数学級推進事業	少人数学級推進教員等を活用し、少人数学級等を拡大します。原則、小学校1、2年生は30人学級、中学校3年生まで35人学級を実施します。	学務課
特別支援教育推進事業	巡回相談員による相談・助言を実施し、適宜、特別支援教育支援員を派遣します。	指導課

*知識基盤社会

知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会。

*外国語指導助手

主に英語を母語とする大学卒業者で、外国語教師の指導の下で授業の補助などを行う外国人。

*少人数学級

国が標準として示している数(小学校1年生は35人、小学校2年生から中学校3年生までは40人)を下回る児童生徒数で1学級を編成すること。

*少人数指導

学級を複数に分け、それぞれに教員がついて授業を行う指導方法。

*チームティーチング

複数の教員が協力して授業を行う指導方法。

*スクールカウンセラー

心理検査や心理療法等を用いて、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家。

*特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

18

家庭
・
地域
・
学校の連携

施策分野【子ども教育】

施策 18 家庭・地域・学校の連携

現況と課題

- ・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちを健やかに育むためには、家庭・学校・地域が協力し、連携しながら教育に取り組むことが重要となっています。
- ・ 本市の各学校では、各家庭や PTA、地域住民との連携により、地域とともに教育活動を豊かにしようとする取り組みとして「学校支援地域本部事業*」が進められています。今後もこれらの活動を活性化させるため、支援体制の整備が必要です。
- ・ 核家族化の進行や、近年の社会的・経済的な条件の変化に伴い生活環境が安定しないなどの理由により、家庭の教育力の低下が指摘される中、家庭教育支援の充実が求められています。

基本方針

- 心豊かで健やかな子どもを育てるため、家庭・学校・地域等との連携強化と家庭の教育力の向上に取り組みます。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 地域の教育力向上

- ・ 地域住民や社会教育関係団体などが学校の教育活動に積極的に参加する取り組みを推進します。また、これらの取り組みにより、地域の教育力の向上を図るとともに子どもがさまざまな世代と交流できる機会を促進します。
- ・ 地域コーディネーター*の資質の向上を支援します。

(2) 家庭教育の充実

- ・ 家庭教育の重要性を学ぶとともに、保護者間の情報共有の場である子育て講演会や地域家庭学級の充実を図ります。
- ・ 家庭学習の手引きなどの作成・配布により家庭教育を支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
学校支援地域本部事業	地域のボランティアなどを中心に、地域が学校を支援する体制づくりを行います。	指導課
子育て学習事業	子育て講演会や地域・家庭教育学級を開催します。	社会教育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
地域家庭教育学級の参加者数	地域家庭教育の向上を目的とした講座等の参加者数	1,437人	1,600人

期待される役割

市民	家庭教育の重要性を理解し、家庭教育について学ぶ。
地域	学校支援地域本部事業に参加する。
事業所	学校支援地域本部事業に協力する。

*学校支援地域本部事業

教育基本法の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を具体化する方策として、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行う事業。

*地域コーディネーター

学校と学校支援ボランティアの間の連絡調整を行う役割を担う人。各学校に1名配置されている。

19

青少年健全育成の推進

施策分野【子ども教育】

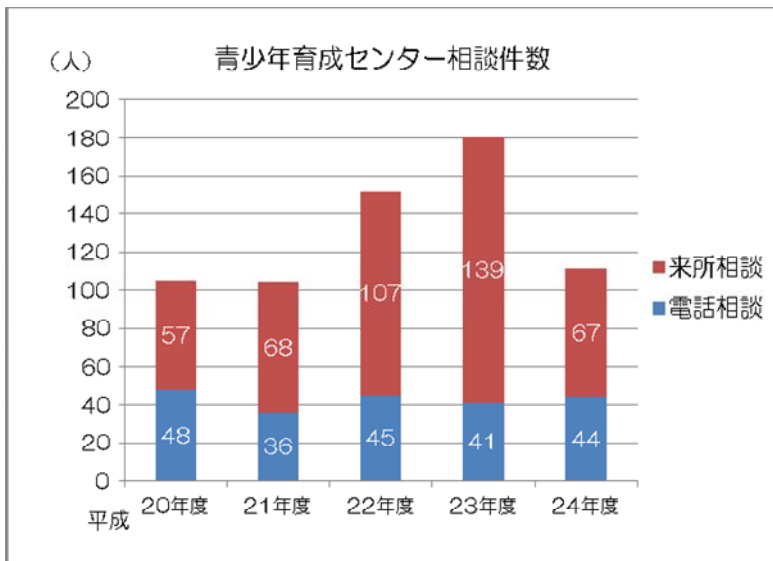
施策 19 青少年健全育成の推進

現況と課題

- ・市内には小学校、中学校のほか、高等学校や大学などもあり、多くの児童・生徒や学生が通学しています。また、平成23年度に実施した市民意識調査においても、青少年育成は、今後の重要度が高い分野となっています。
- ・青少年育成センターは、印旛郡市内では本市のみに設置されており、青少年の健全な育成のための相談業務や青少年補導委員による非行防止のための街頭補導活動など、青少年健全育成活動の拠点となっています。
- ・青少年健全育成の推進は、青少年育成活動団体や個人ボランティア、青少年リーダーなどの協力により進められていることから、これらの活動団体等への支援や人材の確保・育成が必要です。また、活動内容の一層の充実を図ることが求められています。
- ・学校生活、家庭、友人関係など青少年特有の悩みは多岐にわたり、かつ複雑化しています。さまざまな相談に対応できるよう、相談員の資質向上や専門家の配置が求められています。

基本方針

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、地域や異年齢間の交流機会の拡大、体験活動の充実に努めるとともに、学校や関係機関と連携した相談・指導体制の充実を図ります。



資料：青少年育成センター要覧

具体的な取り組み

(1) 青少年育成活動団体の支援

- ・ 青少年育成活動団体への支援を行い、育成活動の活性化を促進するとともに、青少年が主体となって企画、運営するイベントの実施を支援します。
- ・ 青少年育成活動に参加するボランティアやジュニアリーダー*等の人材を確保・育成します。

(2) 青少年の体験や交流の推進

- ・ 青少年の自主性や協調性を伸ばし、生きる力を育む生活体験学習の場である通学合宿*を開催する地区の拡大を図ります。
- ・ スポーツ活動や文化活動を通して、地域や異年齢間の交流ができる事業を実施します。
- ・ 地域や市民活動団体などが協力して実施している放課後子ども教室*の運営支援を継続するとともに、活動の充実を図ります。

(3) 青少年健全育成体制の充実

- ・ 青少年育成センターを中心として家庭、学校、地域、関係団体及び関係機関などとの連携強化を図るとともに青少年を健全に育成するための人材の養成や確保に努めます。
- ・ 多様化・複雑化する児童・生徒に係る問題行動等に対応できるようスクールソーシャルワーカー*を配置します。
- ・ 青少年健全育成推進大会の開催及び啓発キャンペーンの実施など、非行防止のための啓発活動を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
青少年育成活動支援事業	青少年の健全育成を推進する団体に対して活動支援を行います。	社会教育課
地域青少年活動活性化事業	青少年相談員が企画運営する青少年育成事業を支援します。	社会教育課
青少年育成支援事業	スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、地域・関係機関と連携しながら、相談活動や街頭補導活動等を行います。	青少年育成センター

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
「愛の一声」運動による声かけをした人数	「愛の一声」運動で青少年補導委員*が声かけした延べ人数	5,624人	6,500人

期待される役割

市民	ボランティア活動などを通して、青少年の健全育成に協力する。
地域	子ども会や区・自治会などでの子ども向けイベント、地区行事の開催などを通して、青少年の健全育成に協力する。
事業所	地域のイベント、職場体験等に積極的に協力する。

*ジュニアリーダー

地域の子ども会活動などの支援をボランティアで行っている小学校5年生から高校生までの青少年。

*通学合宿

子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものの。

*放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、公共施設等を開放し、地域住民などの協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

*スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く教育と福祉の専門家。

*青少年補導委員

青少年非行の早期発見及び未然防止のため、主たる業務である街頭補導に従事する者。さらに地域における青少年非行の情報収集、連絡を行っている。教育委員会の委嘱により、任期は2年、定員は80名以内。

20

生涯学習推進のための環境整備

施策分野【生涯学習】

施策20 生涯学習推進のための環境整備

現況と課題

- ・ 超高齢社会の到来、社会の成熟、余暇時間の増大、自己実現意欲の高まりなどにより、さまざまな活動や学習に取り組む市民が増加しています。そのため、生涯学習推進のための環境の充実が求められています。
- ・ 市民の学習活動のニーズを常に把握しながら時代の変化に対応し、目的を持った学習が可能になるよう、講座内容の充実や講師となる人材の発掘、育成が求められています。
- ・ 生涯学習を通じて学んだ成果をまちづくりに活かし、地域の活性化につなげることが求められています。

基本方針

- 生涯学習によって、生きがいや健康づくり、さらには地域づくりを実践していくため、市民の生涯にわたる主体的な学習活動を幅広く支援します。



写真またはイラスト

資料：社会教育課

具体的な取り組み

(1) 生涯学習支援の充実

- ・生涯学習推進計画に基づき、身近な生涯学習関連施設の確保や多様な学習機会の提供など生涯学習環境の整備・充実を図ります。
- ・市民大学の設立に向けて、生涯学習まちづくり出前講座*や市内の大学等と連携した市民大学講座の充実を図ります。
- ・生涯学習に関するガイドブックを配布するほか、ホームページを活用した生涯学習関連情報の提供を強化します。

(2) 社会教育の充実

- ・多様化する地域課題や学習ニーズに対応した、幅広い分野にわたる学習機会の提供に努めます。
- ・社会教育活動を行う団体への活動支援や社会教育指導員*の設置などにより、社会教育活動の活性化を図ります。

(3) 人材の発掘・育成・確保

- ・各分野で必要とされる人材バンク*を整備し、市民が求めている学習内容に沿った人材の提供に努めます。
- ・教えたい・学びたいをつなげるコーディネート機能を向上させることで、生涯学習生きがいづくりアシスト事業*の充実を図ります。
- ・学習で得た知識を地域活動などへ還元する知の循環の仕組みづくりを検討します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民大学講座事業	まちづくりにつながる視点での学習機会を提供するために市民大学講座を開催します。	社会教育課
社会教育支援事業	社会教育活動を行う団体への活動支援や市内小中学校の特別教室の開放を行います。	社会教育課
生涯学習推進事業	生涯学習生きがいづくりアシスト事業とまちづくり出前講座を行います。	社会教育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民大学講座の受講者数	市民大学講座等の年間受講者人数	153人	200人

期待される役割

市民	進んで生涯学習に取り組み、学習成果を地域に還元する。
地域	生涯学習まちづくり出前講座などを活用し、地域づくりに取り組む。
事業所	学習機会の提供に協力する。

*生涯学習まちづくり出前講座

市民団体等が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、市政の説明や専門知識を活かした実習等を行う講座。

*社会教育指導員

教育委員会から委嘱を受けた社会教育の特定事項(婦人教育、青少年教育等)について指導助言を行う非常勤の職員。

*人材バンク

資格・特技・知識・経験などを持つ市民を登録し、市内で活動している団体やグループ・サークルなどの指導者として紹介するシステム。

*生涯学習生きがいづくりアシスト事業

学習の目的に合わせて、あらかじめ登録された市民が講師(指導者)としてアシスト(手助け)する事業。

21

社会教育施設の整備

施策分野【生涯学習】

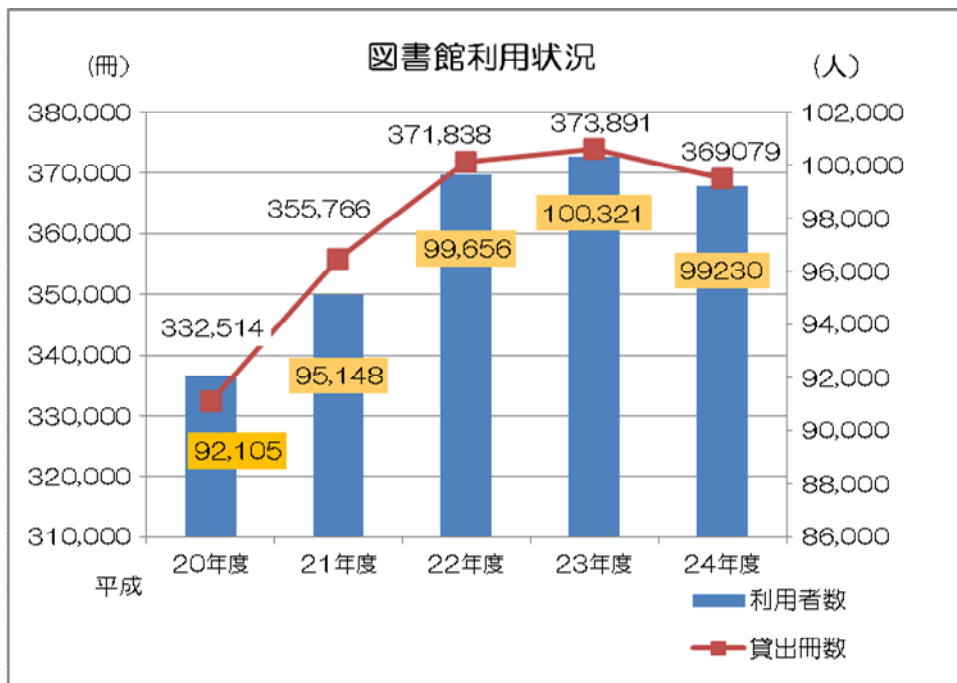
施策21 社会教育施設の整備

現況と課題

- ・市内の社会教育施設の多くは老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な施設もみられます。今後、計画的な改修を進めるとともに、時代に合った利用しやすい施設となるよう、設備の改善が必要です。
- ・図書館では、開館日の拡大やインターネットを利用した図書予約サービスなど利用しやすい環境づくりに取り組んできました。市民に対する講座、イベントなどを実施するとともに、今後もさらなる図書館機能の充実を図るなど、利用者の利便性の向上が求められています。
- ・公民館事業では、幅広い世代の市民に利用されるよう、さまざまなニーズに対応した講座の開催が求められています。

基本方針

- 市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育施設の整備と学習機会の提供に取り組みます。



資料：四街道市図書館年報

具体的な取り組み

*指定管理者制度
市が設置する「公
の施設」の管理を
法人等が代行する
制度。

(1) 図書館の整備・サービスの充実

- ・ 図書管理システムの更新を行い、Webサービス等の拡充により利用者サービスの向上を図ります。また、民間のノウハウの活用により、利用者サービスの向上と経費の削減が見込まれる指定管理者制度*導入について検討を行います。
- ・ 市民の利便性向上を図るため、閲覧場所や配架場所の拡大を含む施設の改修を行います。
- ・ 子どもたちの読書に対する親しみと理解を深めるため、読書普及活動を推進します。

(2) 公民館の整備・充実

- ・ 老朽化した公民館の設備改修などにより快適な環境整備を行うとともに、指定管理者制度による円滑な管理運営を行います。
- ・ 魅力ある主催事業の実施や子どもたちが集う居場所づくりの検討など公民館活動の充実を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
図書館管理運営事業	閲覧場所や配架場所の拡大を含む施設の改修を行います。また、指定管理者制度の導入について検討を行います。	図書館
公民館管理運営事業	公民館の設備改修などにより快適な環境整備を行うとともに、指定管理者制度による円滑な管理運営を行います。	公民館

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
図書館の利用者数	図書館本館・移動図書館・公民館図書室の利用者数	99,230人	106,000人
公民館主催事業の参加人数	公民館の主催事業(長期講座)の参加人数	5,643人	6,000人

期待される役割

市民	社会教育施設を適正に利用する。
地域	社会教育施設を適正に利用する。

22

文化の創造と歴史の継承

施策分野【文化・スポーツ】

施策 22 文化の創造と歴史の継承

現況と課題

- ・本市では、文化団体が活発に活動しており、市外に活動の場を広げる団体もみられます。文化活動のさらなる活性化のためには、市民の活動意欲に応えられるような支援の充実とともに、文化活動意欲を高める取り組みを充実させ、創造的活動のすそ野を広げることが重要です。
- ・文化センター会館棟は、昭和56年度にオープンして以来30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。耐震改修などを計画的に進め、利用者ニーズに応える施設整備が求められています。
- ・本市には多くの文化財が点在しており、八木原小学校や鹿放ヶ丘ふれあいセンター内の歴史民俗資料室など、民俗資料の展示により郷土史について学べる場があります。これらの貴重な文化財を保護・保存し、ふるさと四街道の歴史を後世に継承していくことが必要です。

基本方針

- 市民の創造的文化活動を促進するため、文化に触れる機会の充実と活動の場の確保に努めます。
- 地域の歴史や文化を継承し次代へとつなげていくため、文化財の保護・保存や活用を進めます。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 芸術文化活動の推進

- ・ 芸術や文化の振興を計画的に推進するための支援策を検討します。
- ・ 市民の芸術文化活動の発表・展示を行う市民文化祭を開催します。
- ・ 市内小・中学校音楽鑑賞会の開催や市民文化祭等における体験教室等の開催により、子どもの芸術文化活動への意欲を高めます。

(2) 芸術文化団体の育成・支援

- ・ 芸術文化振興助成金などにより、市民が行う芸術文化活動の支援を行うとともに、子どもの芸術活動の活性化を促進します。
- ・ 市民ギャラリー等を活用し、発表の場を提供することで、芸術文化団体を支援します。

(3) 文化活動施設の維持・整備

- ・ 利用者の安全を確保するため文化センター会館棟の耐震工事を行うとともに、利用者ニーズを踏まえた改修を検討します。

(4) 地域資産の保全・活用

- ・ 指定文化財等の活用の促進や古文書等の歴史資料の収集・整理を進めるとともに、歴史資料が適正な環境の下で保管され整理・活用が図れるよう努めます。
- ・ 地域資産の発掘・管理・活用をボランティアと協力して行います。
- ・ 郷土の歴史を明らかにし後世に継承するため、市史編さんを進めます。また、その活用を図ることで、市民の郷土愛を育みます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民文化祭事業	市民の芸術文化活動の発表・展示を行う市民文化祭を開催します。	社会教育課
芸術文化活動支援事業	市内の芸術文化団体が行う活動を支援します。	社会教育課
文化センター管理事業	文化センター会館棟の耐震改修工事を行います。	管財課
文化財保護管理事業	文化財の保護・保存や活用を図ります。	社会教育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民芸術公演等の入場者数	市民文化団体との共催による舞台公演および市民ギャラリー等各種展示の入場者数	2,700人	4,000人
文化財普及活動における見学および参加者数	文化財見学会、展示会、展示施設の利用・見学者数	1,045人	1,500人

期待される役割

市民	日常生活に芸術文化活動を取り入れる。 地域資産の発掘・管理・活用に協力する。
地域	市民が行う芸術文化活動に協力する。 地域資産の発掘・管理・活用に協力する。
事業所	イベントへの参加、協賛など文化活動に協力する。

23

スポーツ・レクリエーション環境の整備

施策分野【文化・スポーツ】

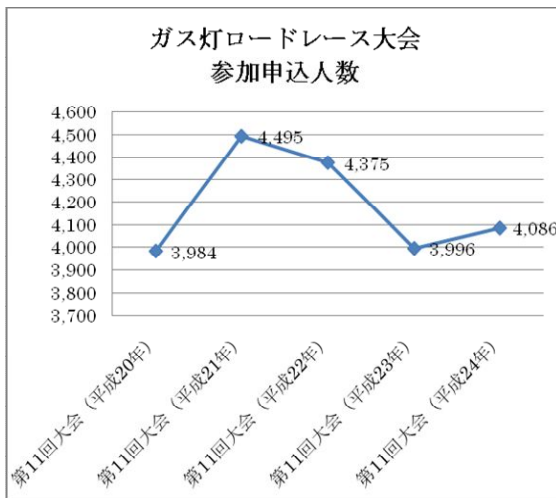
施策 23 スポーツ・レクリエーション環境の整備

現況と課題

- ・本市には、総合公園体育館をはじめ、多目的運動場、野球場、テニスコート、武道場、温水プールなどのスポーツ施設があります。また、スポーツによる健康づくりに対する市民意識の高まりを受け、鷹の台地区や鹿放ヶ丘地区に多目的スポーツ広場を整備しました。
- ・スポーツ施設の中には老朽化した施設もあることから、今後、計画的に改修や建て替えなどの対応を進める必要があります。
- ・ガス灯ロードレース大会は回を重ね、市内外から多くの人々が参加する市を代表するスポーツイベントとなりました。今後も参加者の安全確保のため、コース周辺の環境の変化に対応した運営を行う必要があります。
- ・本市では生涯スポーツに親しむことができる環境の充実を目指し、総合型地域スポーツクラブ*を設立しました。今後はこの取り組みを充実・拡大させていく必要があります。
- ・スポーツの普及や競技力の向上のため、指導者の確保、育成が求められています。

基本方針

- スポーツ活動を通じて心身の発達や健康の増進を図るため、市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。



写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ・ 老朽化が著しいスポーツ施設の改修や建て替えを行い、スポーツ活動の環境整備に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の機会拡充

- ・ 参加者の安全を確保し、市内外の参加者が楽しめるガス灯ロードレース大会を実施します。
- ・ 市民の体力向上や健康増進のため、スポーツ活動に取り組む機会を拡充するとともに、スポーツイベントなどの情報提供の充実に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション推進団体の活動促進

- ・ スポーツ活動を活性化するため、体育協会や各種スポーツ団体への支援を行います。
- ・ 総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもから高齢者まで、身近なところで気軽にスポーツに参加できる環境を整備します。

(4) 指導者の確保と指導力の向上

- ・ 市民のニーズに応じたスポーツ指導者を紹介し、活用を促進するためのスポーツリーダーバンク*を創設します。また、スポーツ指導者が指導方法等の各種研修会へ参加することを促進し、技術力やマネジメント力の向上を図ります。
市内小・中学校へ、専門知識と技能を有した指導者を派遣します。

*総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人が参加できる総合的なスポーツクラブ。

*スポーツリーダーバンク

スポーツ指導者の登録活用制度。ニーズに応じた指導者を紹介する仕組み。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
武道館建替事業	老朽化が進んだ武道館を建て替えます。	スポーツ振興課
ガス灯ロードレース大会事業	ガス灯ロードレース大会を開催します。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	総合型地域スポーツクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。	スポーツ振興課
学校体育振興事業	市内小・中学校へ、専門知識と技能を有した指導者を派遣します。	指導課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
大会等の行事による市内スポーツ施設の利用件数	市内のスポーツ施設において、大会等の行事が行われた件数	120件	132件

期待される役割

市民	日常生活にスポーツ活動を取り入れる。
地域	総合型地域スポーツクラブの活動に協力する。
事業所	イベントへの参加、協賛などスポーツ・レクリエーション活動に協力する。

24

環境行政の推進

施策分野【環境保全】

施策 24 環境行政の推進

現況と課題

- ・ 高齢化、後継者不足などにより里山や谷津田*の荒廃が見受けられる一方、下水道の整備等による水質の改善や市民団体による自然環境回復など環境改善もみられます。
- ・ 環境問題は自動車の排出ガスによる大気汚染や家庭からの生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型公害」から低炭素、循環型社会の形成や地球温暖化をはじめとする「地球規模の環境問題」へと焦点が移りつつあります。
- ・ 本市では、市民、事業者、行政が連携して環境の保全及び創造に計画的に取り組んでいくため、平成25年度に第2次環境基本計画*を策定しました。今後、本市にとって望ましい環境像を実現すべく、環境基本計画を広く周知し、計画的に推進していくことが必要です。
- ・ インターネット等を活用し誰もが環境情報を得ることができる環境整備を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が、環境問題やその解決策について学ぶ機会の充実が求められています。

基本方針

- 市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、その環境を将来にわたって維持するため、市民、事業者、行政が連携し、総合的かつ計画的に環境行政を推進します。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 環境基本計画の推進

- 望ましい環境像を実現するため、環境基本計画の周知徹底を図り、環境の保全及び創造を計画的、体系的に推進します。

(2) 環境学習の推進

- インターネットを利用した環境情報の公開など、分りやすい情報提供を行い、市民の環境に対する意識啓発を行います。
- 学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムを作成し、各年代における学習機会の拡充を図ります。
- 自然観察地など環境学習の場を確保するとともに、市民団体等が実施する自然観察会への協力を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境行政推進事業	環境基本計画を推進します。 環境情報の提供などの啓発活動、環境学習プログラムの作成、自然観察地など環境学習の場の確保などを行います。	環境政策課

期待される役割

市民	積極的に環境学習に取り組む。 日常生活において環境へ配慮する。
地域	環境学習の推進に協力する。
事業所	事業活動における環境への負担を軽減する。 環境保全のために自発的に取り組む。

*谷津田

里山景観の構成要素の一つ。千葉県では一般に台地の裾に刻まれた谷にある水田を指す。

*環境基本計画

環境基本条例（平成9年制定）に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画。

25

良好な環境の維持・形成

施策分野【環境保全】

施策 25 良好な環境の維持・形成

現況と課題

- ・ 人々の生活と自然が接近していることは本市の大きな特色であり、まちにうるおいを与えていますが、希少動植物の生息・生育場所でもある里山や谷津田、農地など市内の自然環境は、都市化の進展に伴い徐々に減少しています。
- ・ 本市には古木や巨木、樹林や防風林など次代に引き継ぐべき貴重な自然が残されています。本市の貴重な自然を守るため、今後も市民や事業者と連携して取り組むことが必要です。
- ・ 空き缶や吸い殻等のポイ捨てなどを防止し、清潔で美しいまちにするため、環境美化に対する市民のモラルを高めることが必要です。
- ・ 河川などの水質汚濁防止や、有害な化学物質の削減を進めるため、定期的な調査の実施を行うとともに、必要な対策が求められています。
- ・ 羽田空港再拡張事業*に伴い航空機騒音が新たな問題となっており、騒音軽減に向けた対策が求められています。
- ・ 近年、市街化調整区域*にはヤード*が増加しています。これらの中には各種法令に違反しているものもあり、廃油などによる土壌や地下水の汚染などによる環境悪化が懸念されています。

基本方針

- 健康で安心して生活できる良好な環境を維持・形成するため、優良な自然環境を保全するとともに、環境美化活動や公害防止対策を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
高度処理型合併浄化槽設置基数	市の補助により高度処理型合併浄化槽が設置された基数	124 基	240 基

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 優良自然地の保全

- 本市に残された貴重な緑や生態系を把握するための自然環境調査を行い、良好な生態系や地域の特性を有する地域を、環境観察モデル地区として指定します。

(2) 樹木等の保存

- 本市の貴重な古木や巨木などを保存樹木・樹林として指定し、保存に対する助成を行うとともに、指定樹木等を広く市民に周知します。

(3) 環境美化へのモラル向上

- 環境美化へのモラル向上につながる啓発を行うとともに、まちをきれいにする条例に基づき、行政、市民、事業者や関係団体と連携を図り、それぞれの立場で役割と責任を分担しながら、協働して環境美化施策の推進に取り組みます。
- ペットの飼い主が責任を持って適正な飼育管理に努めるよう、しつけ教室を開催するなどマナー啓発を行うほか、犬の登録、狂犬病予防注射済登録などを行います。

(4) 公害防止対策の推進

- 野焼き、土砂やごみ等の不法投棄に対する監視を行うとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音や振動等の公害防止に向け、調査測定を継続的にを行います。
- 生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽*の普及促進を図るとともに水環境改善に向けた啓発を行います。
- 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音については、千葉県、関係自治体と連携し、国に対して騒音軽減に向けた対策を求めています。
- 不法ヤード対策を強化するため、県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制を整備します。

*羽田空港再拡張事業

羽田空港（東京国際空港）の発着能力を拡大させるため、新たに4本目の滑走路（D滑走路）を整備する事業（平成22年10月供用開始）。

***市街化調整区域**
都市計画法で市街化を抑制すべきと規定されている区域。この区域では、開発行為は原則として行えず、都市施設の整備も原則として行わない。

***ヤード**
主に自動車解体業の許可を受けた業者が、騒音や塵の飛散対策として敷地を鉄製の塀などで囲い込んだ施設。

***高度処理型合併処理浄化槽**
合併処理浄化槽のうち、窒素、りん、または有機物の高度な除去能力を有するもの。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境行政推進事業（再掲）	自然環境調査を行い、環境観察モデル地区を指定します。	環境政策課
保存樹木樹林等保存選定事業	古木や巨木等を保存樹木に指定するほか、樹木等の保存管理への補助を実施します。	産業振興課
環境衛生推進事業	まちをきれいにする条例に基づき、環境美化活動を推進します。	環境政策課
合併処理浄化槽普及促進事業	高度処理型合併処理浄化槽設置に助成します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境美化に対する意識を高める。
地域	優良自然地の保全や地域の環境美化活動を積極的に行う。
事業所	地域の環境美化活動に積極的に参加する。 廃棄物の適正処理など公害防止に努める。

26

環境衛生対策の推進

施策分野【環境保全】

施策 26 環境衛生対策の推進

現況と課題

- ・ 市民が快適で衛生的な生活を送るためには、公共下水道や合併処理浄化槽を活用し、し尿の適正な収集・処理を図ることが必要です。
- ・ 市営霊園は合葬式墓地が整備されているものの一般墓地は余剰区画がないため、今後、将来の需要を見据えた事業の方向性を検討する必要があります。
- ・ 葬祭事業については、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合*で広域的な運営を行っています。施設が老朽化していることから、計画的な修繕を行うなど、今後も適正な管理、運営を進めていく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境維持のため、し尿や浄化槽汚泥の処理、将来を見据えた霊園や斎場の適正な管理運営などを行います。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 環境衛生対策の充実

- ・ 印旛衛生施設管理組合*において、し尿や浄化槽汚泥の安定した処理を行います。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の適切な収集体制を確保するため、し尿くみ取り業者及び浄化槽清掃業者への適切な指導を行います。

(2) 霊園事業の充実

- ・ 市営霊園の適正な管理、運営を行います。
- ・ 市民の霊園需要の動向に対応した整備方針を検討します。

(3) 斎場事業の充実

- ・ 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合によりさくら斎場を適正運営します。
- ・ 修繕計画を策定し計画的な施設管理を行います。

*佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

本市のほか、佐倉市、酒々井町で構成する一部事務組合。公営の葬祭施設「さくら斎場」を運営する。

*印旛衛生施設管理組合

本市のほか、佐倉市、八街市、富里市、酒々井町で構成する一部事務組合。4市1町から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理を行う。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛衛生施設管理組合事業	組合に参画し、し尿や浄化槽汚泥の処理を行います。	廃棄物対策課
市営霊園整備事業	市営霊園にかかる需要調査を行い、整備方針の検討を行います。	環境政策課
葬祭組合事業	組合に参画し、公営葬祭施設「さくら斎場」を運営します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境衛生対策を遵守し、衛生的な生活を心がける。
----	-------------------------

27

循環型社会の推進

施策分野【循環型社会】

施策 27 循環型社会の推進

現況と課題

- ・ 近年、環境への意識の高まりを背景に、持続可能な循環型社会に向けた取り組みの重要性が高まっています。また、東日本大震災を契機とした東京電力福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギー政策は見直しが求められています。
- ・ 市民の再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの実践などに対する関心も高くなっていることから、これらの取り組みを推進していく必要があります。
- ・ 本市の1人1日あたりのごみの排出量は全国的にも少なく、リサイクル率は全国平均と比べて高い水準にあります。今後も廃棄物による環境負荷の軽減を図るため、市民生活や企業活動における廃棄物の3R*（スリーアール）を推進することが必要です。

基本方針

- 地球環境への負荷を低減し、持続可能な循環型社会を推進するため、市民、事業者、行政が協働して、省資源・省エネルギーの実践や3Rの推進に取り組めます。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ・ 小規模雨水利用設備、住宅用省エネルギー設備等の設置に対して助成するなど、資源の有効利用や再生可能エネルギー*の普及促進を図ります。
- ・ 公共施設等の照明器具を環境配慮型に更新するなど省エネルギーの取り組みを進めるとともに、太陽光発電システムの導入を推進するほか、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても導入可能性を検討します。

(2) 3R（スリーアール）の推進

- ・ 一般廃棄物処理計画に基づき、3Rの推進及び適切ながみ処理を行うとともに、ごみの発生抑制（リデュース）及び費用負担の公平化を図るため、新たに家庭ごみの有料化を検討します。
- ・ 不用品の交換情報の提供や販売、買い物袋持参運動の推進などを通じて、ごみの減量やリサイクルに関する意識啓発を図るとともに、リユースの拠点施設の整備を検討します。
- ・ 雑がみ*や植栽剪定枝などのリサイクルを推進するとともに、新たに廃食用油や使用済小型電子機器などリサイクル品目を拡大し、リサイクル率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境保全対策事業	住宅用省エネルギー設備の設置費用助成を行います。	環境政策課
ごみ減量化、リサイクル推進事業	3Rを推進し、新たに廃食用油や使用済小型電子機器等のリサイクルを行います。	廃棄物対策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用省エネルギー設備等設置件数	市の補助により住宅用省エネルギー設備等が設置された延べ件数	169件	900件
リサイクル率	ごみ排出量に占めるリサイクル処理された量の割合	24.9%	36.6%

期待される役割

市民	家庭において省資源・省エネルギーを実践する。 無駄なものは購入しない、ものを長く使う、分別を徹底するなどごみの減量化に取り組む。
地域	資源物回収に協力する。
事業所	省資源・省エネルギーを実践する。 事業系ごみの削減に取り組む。

*3R（スリーアール）

廃棄物の排出を抑制する「リデュース」、製品や部品を再使用する「リユース」、新たな製品の原材料として再生利用する「リサイクル」のそれぞれの頭文字をとったもの。

*再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。

*雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち新聞・雑誌・段ボール以外で紙の再生原料となるもの。本市ではごみの減量及びリサイクルを目的として、平成21年12月から分別収集を行っている。

28

ごみの適正処理

施策分野【循環型社会】

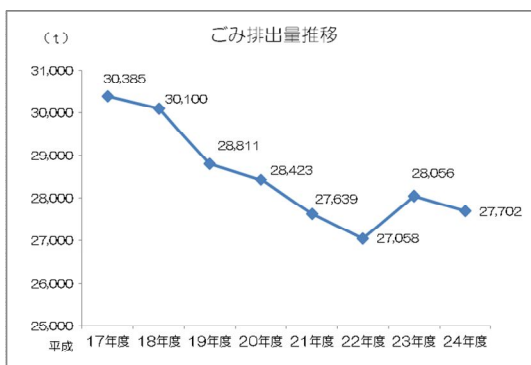
施策 28 ごみの適正処理

現況と課題

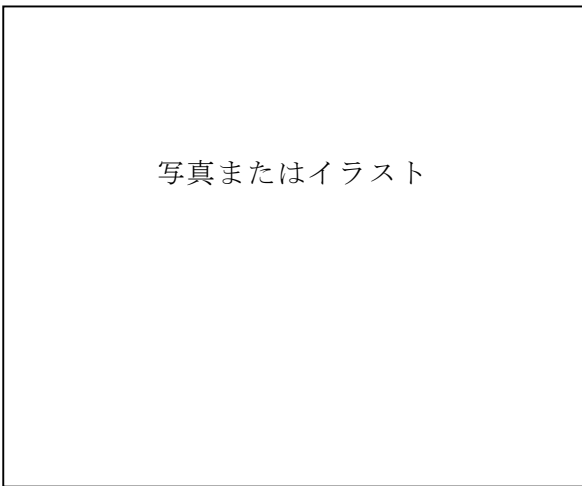
- ・ ごみの減量化や分別の促進のため、ごみに関する情報提供や学習機会を提供するなど市民の意識啓発が必要です。
- ・ 公道などへのごみの不法投棄はさらなる不法投棄を誘発し、生活環境の悪化を招くため、不法投棄を抑制する対策をとることが必要です。また、不法投棄が行われた場合には、迅速に撤去することが必要です。
- ・ 市民の快適で衛生的な生活を確保するため、ダイオキシン類などの有害物質の排出を抑制し、安全かつ安定的な廃棄物収集運搬処理体制を構築することが必要です。
- ・ 本市は最終処分場を持たないため、ごみの減量化により焼却灰の排出を抑制するとともに、安定的な最終処分先を確保することが必要です。
- ・ ごみ処理施設については、関係自治会等と協議の上、整備する必要があります。

基本方針

- 将来に渡って適正なごみ処理を行うため、市民のごみに対する意識の高揚を図るとともに、安全・安定したごみ処理体制を構築します。



四街道市統計書（資料：クリーンセンター）



具体的な取り組み

(1) ごみに関する意識の高揚

- ・ クリーンセンターの見学やゴミゼロ運動の実施、再資源化した結果の“見える化”などリサイクルに関する情報提供を行い、ごみの分別徹底、ごみの減量化などごみに関する意識の高揚を図ります。
- ・ 地域が行う清掃活動を支援します。
- ・ 紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化を推進します。
- ・ 公道などに不法投棄された廃棄物の撤去処分を行い、不法投棄の誘発や生活環境の悪化を防止します。

(2) ごみ処理体制の充実

- ・ 収集運搬体制の充実を図り、高齢者や障害者のみの世帯のうち、ごみ出しが困難でほかに協力が得られない人を対象に家庭ごみの戸別収集*を行います。
- ・ 安定的な最終処分委託先を確保します。

(3) ごみ処理施設の整備

- ・ 日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化設備の修繕等を行い、ダイオキシン類など有害物質の排出規制を遵守し、クリーンセンターを安全かつ安定的に運営します。
- ・ 将来に渡って安定的なごみ処理を実現するため、関係自治会等と協議を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
ゴミゼロ運動事業	市内一斉ゴミゼロ運動を実施します。	クリーンセンター
廃棄物収集運搬処理処分事業	市内で発生する廃棄物を区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行います。	クリーンセンター
クリーンセンター管理運営事業	日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化した設備の修繕等を行い、クリーンセンターを適切に運営します。	クリーンセンター

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
1人1日当たりごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの量	875g	809g

期待される役割

市民	ごみを出さない消費行動を実践する。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に参加する。
地域	地域の清掃活動を行う。
事業所	ゴミゼロ運動や地域の清掃活動に協力する。

施策分野【住環境】

施策 29 計画的な緑の整備

現況と課題

- ・本市は、谷津田や斜面林などの自然を保全するとともに、どんぐりの森プレーパークや四街道総合公園の整備など、緑を活かしたまちづくりを進めてきました。一方で、都市化の進行や農林業者の減少に伴い、本市の財産である貴重な緑は徐々に減少しています。
- ・市民の協力のもと策定した、本市の緑に関する基本的な考え方を示す「四街道市みどりの基本計画」*と「四街道市みどりの基本計画行動計画」に基づき、市民、事業者等と連携しながら緑の保全、創出への取り組みが必要です。また、市民の身近な緑を大切にしようとする気運を高めていくことも必要です。
- ・緑は、市民生活に安らぎやうるおいを与えると同時に、動植物の生息域としても貴重な資源となっています。市街地内の緑が少ない本市では、緑の持つ、良好な景観、防災機能や多様な動植物の生態系の機能をより高く発揮するため、緑に連続性を持たせ、まとまりのある緑を創出していく緑のネットワーク化が必要です。
- ・公園施設では、施設や遊具の老朽化が進んでいることから、安全性を確保するための取り組みが必要です。また、公園施設に対する市民ニーズは多様化しており、公園が持つ防災、環境保全、子どもや高齢者の憩いや健康づくりの場など、市民ニーズに沿った整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 緑地や公園が持つ多様な機能を享受するため、緑の拠点と市街地の緑地空間を有機的に結ぶ緑のネットワークを形成します。また、公園の整備や緑地、里山、谷津田などの保全を市民と協働して推進します。

都市公園の状況

公園種別	箇所数	面積 (㎡)
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	137	149,492
合計	145	495,418

四街道市統計書（資料：都市計画課）

写真またはイラスト

29

計画的な緑の整備

具体的な取り組み

(1) 緑のネットワークの形成

- ・ みどりの基本計画の中期取組内容を決定し、計画的に緑のまちづくりを推進します。
- ・ 緑のまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の連携体制を整えるとともに、緑の拠点づくりを進め、公園、市民の森等と、市内に広がる緑地、里山、谷津田などをつなぐ、緑のネットワーク形成に努めます。
- ・ 市民の緑化に対する意識を高め、市民と連携して住宅地などの緑化を推進します。

(2) 公園・緑地の整備

- ・ 土地区画整理事業*により物井地区などへの公園整備を促進します。
- ・ 安全で快適な都市公園を維持するため、老朽化した施設の計画的更新や遊具の安全性を確保した更新を進めます。また、適正な利用に配慮し、利用者と周辺住民のトラブルなどを未然に防ぐとともに、市民の自主的な管理を促進します。
- ・ 市内に広がる緑地、里山、谷津田などの保全に努めるとともに、自然を活かした学びや遊びを取り入れた活用が図られるよう、関係者や利用者の意向等を踏まえた整備を進めます。

*みどりの基本計画

都市緑地法第4条に規定されており、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、緑に関する基本的な考え方を示した計画。

*土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
緑化推進事業	栗山みどりの保全事業を推進するほか、みどりの基本計画に基づき、計画的に緑のまちづくりを推進します。	都市計画課
都市公園・緑地維持管理事業	中央公園庭球場の改修のほか、公園内施設の点検保守管理、樹木管理、遊具等施設修繕を行います。	都市計画課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	市公園整備面積/人口	7.2 m ² /人	8.9 m ² /人

期待される役割

市民	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、自然環境を保全するとともに、住宅地における緑化の推進に努める。
地域	公園・緑地づくりに積極的に関わるとともに、維持管理に努める。
事業所	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、事業所における緑化の推進に努める。

施策分野【住環境】

30

施策 30 良好な住宅・住環境の整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、JR四街道駅を中心とした既成市街地と、計画的に開発された住宅地に大別され、計画的に開発した住宅地は、敷地面積も広く、生活基盤も整っていることから、住環境について高い評価を得ています。一方、既成市街地は、安全性や利便性を高める生活基盤の向上が求められています。
- ・計画的に開発された住宅地のなかには、整備後、30年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られるものの、住民の高齢化や空き家の増加など、新たな問題が顕在化してきており、今後は、これらの課題に対応していく必要があります。
- ・景観面では、整備が終了した松並木シンボルロード*のほか、ガス灯をシンボルとした住宅地など、良好な景観を有する地域があります。良好な住環境・景観は、定住人口の維持・拡大のための大きな魅力の一つとなります。住環境・景観の形成にあたっては、地区計画*に基づくところも大きく、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ・今後、本市においてはこれまで以上に高齢者人口の増加が見込まれます。高齢者が安心して自分の住宅で住み続けられるよう、バリアフリー化や、老朽化した家屋のリフォーム等、住宅改善のための支援が必要です。また、市営住宅においても、老朽化対策などによる居住環境の向上が求められています。

基本方針

- 整備した住宅地など、地域の特性に応じた住環境の形成を図るため、総合的な住宅施策の推進と地区計画制度等の適切な運用により、良好な住環境の形成に努めます。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 居住環境の維持・向上

- ・住宅地については、都市計画マスタープラン*や開発行為指導要綱*などに基づき、良好で快適な居住環境の維持、形成を誘導します。
- ・市民生活の利便性を高めるため、市街地の住居表示事業を実施します。
- ・違反建築物の発生を未然に防止するため、関係機関と連携して建築パトロールを実施し、監視体制の強化に努めます。
- ・住生活基本法に基づき、本市の住宅施策を総合的に推進する住生活基本計画*を策定します。
- ・増加傾向にある空き家の実態調査を進め、空き家の効果的な対策を検討していきます。
- ・介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを推進する親元同居、近居等への支援を行います。

(2) 魅力ある景観づくりの推進

- ・住宅地については、地区計画を推進し、市民主導による住環境の向上に努めます。
- ・公共空間については、周辺の景観や環境との調和を図るよう、その意匠や、形態、色彩などに配慮します。また、街路樹、ガス灯等の適正な管理に努め、景観維持に取り組みます。
- ・放置自転車等については、パトロールを実施するとともに、指導、撤去を行います。

(3) 快適な住まいの整備

- ・家屋のリフォームやバリアフリー化を促進するための事業を推進します。
- ・公営住宅等長寿命化計画に基づき各市営住宅の個別改善を実施し、入居者の居住性を高めていきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
住生活基本計画策定事業	本市の住宅施策を総合的に推進する住生活基本計画を策定します。	建築課
街路樹管理事業	街路樹の剪定、危険木除去、除草などを行い、景観の維持と道路交通の安全確保に取り組みます。	道路管理課
建築行政事業	住宅リフォームに対する補助を行います。	建築課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
放置自転車等撤去台数	自転車等放置禁止区域における放置自転車の年間撤去台数	1,132 台	1,000 台

期待される役割

市民	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持、形成に努める。
地域	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境を維持に努める。また、地区計画がない地域は、地区計画の導入に努める。
事業所	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持、形成に努める。

*松並木シンボルロード

JR 四街道駅北口より市内中心市街地を南北に貫く都市計画道路 3・4・2 号沿いの松並木通り。快適な歩行空間と良好な景観を形成している。

*地区計画

都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

*都市計画マスタープラン

都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のこと。

*開発行為指導要綱

開発行為等によって、無秩序な市街化が行われることを規制し、良好な市街地の造成並びに快適な生活環境の保持を目的に制定された要綱。

*住生活基本計画

市民の豊かな住生活の実現を目指し、ストック重視・市場重視、福祉・まちづくり等の関係する施策分野との連携、地域の実情を踏まえたきめ細かな対応などを基本として、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進するための計画。

施策分野【生活基盤】

31

施策 31 排水対策の推進

現況と課題

- ・ 本市を流れる河川は、鹿島川、上手緑川、勝田川の3水系に分かれ、この3河川に公共下水道の雨水幹線*やその他の排水路などが流入しています。
- ・ 都市化の進展に伴い、生活排水の増量、土地の保水・遊水機能の低下や近年の局地的大雨により、市街地内の一部に浸水・冠水などの被害が発生しており、雨水対策の一層の強化が求められています。
- ・ 道路施設の排水機能を向上させるため、側溝整備を計画的に進めてきましたが、未整備地区の解消にまでは至っていません。一方で、既存側溝の老朽化などによる改修を要する箇所や側溝に土砂が堆積している箇所など、側溝の持つ機能が十分に発揮できていない箇所もあり、市民ニーズを踏まえた側溝整備と適切な維持管理を進めていく必要があります。
- ・ 雨水対策については、長期の整備期間を必要とする流域整備に留まらず、雨水が短時間に河川へ流れ込まないように、一時的に雨水を貯留するなど、さまざまな対策を総合的に行っていくことが必要です。

基本方針

- 大雨時における^{いっすい}溢水を防止するため、河川、排水路、排水施設の整備や雨水を貯留する施設の整備など、総合的な雨水対策を進めます。

写真またはイラスト

排水対策の推進

具体的な取り組み

(1) 河川・排水路の整備

- ・ 排水路の溢水対策として、雨水貯留施設を整備します。
- ・ 市内の浸水や冠水を防止するため、東部排水路の暫定改修及び第3排水路等の溢水対策を進めます。また、河川やその他の排水路の整備を計画的に進めます。

(2) 道路排水施設の整備

- ・ 道路側溝の新設を進め、未整備地区の解消に努めます。
- ・ 道路冠水を未然に防止するため、道路側溝の改修や側溝内に堆積した土砂の撤去を行うなど、道路側溝の機能を維持します。
- ・ 事業者の開発行為に対して適切な指導を行い、宅地からの雨水流出の抑制を図ります。

*雨水幹線

公共下水道のうち、雨水の排水を目的としたもの。生活雑排水用の管とは別に設けられている。

*浸透ます

雨水流出抑制施設の一つで、雨水ますの底部を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を浸透させるもの。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
四街道雨水幹線改修事業	四街道雨水幹線の溢水解消に向けた整備を行います。	下水道課
排水溝整備事業	道路側溝の新設、改修を行います。	道路管理課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
下水道雨水整備率	整備済面積/計画面積	33.9%	38.9%

期待される役割

市民	住宅敷地内での雨水貯留施設や浸透ます*の設置に努める。
地域	道路排水や排水施設の維持管理に努める。
事業所	事業所敷地内での雨水貯留施設や浸透ますの設置に努める。

32

下水道の整備・充実

施策分野【生活基盤】

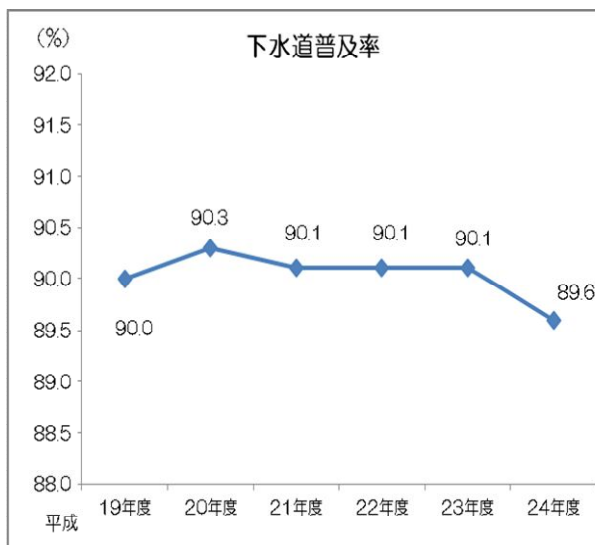
施策 32 下水道の整備・充実

現況と課題

- ・ 公共下水道については、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水の防止などを目的に、昭和 47 年度から整備に着手し、平成 24 年度末で事業認可面積 1,309ha に対して整備面積は 1,093ha、処理開始区域内人口は 81,322 人で、普及率は 89.6%となっています。
- ・ 市街化区域*内を中心に整備が進められた下水道の管路施設は、施設整備後 40 年を経過しているものもあり、老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されています。今後は、施設の損傷が軽微なうちに補修し、長持ちさせるという予防保全の考えに基づく維持管理により、施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
- ・ 公共下水道の整備は着実に進んでいますが、整備済区域のなかには、未接続の世帯があり、下水道接続への普及・啓発が必要です。
- ・ 本市では、市街化区域内の下水道整備率は高い数値となっています。今後は、市街化区域内の未整備地区への普及を進めていくほか、市街化調整区域内における効率的な汚水処理の方法について検討していく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、公共下水道の計画的な整備を進め、未整備地域の解消を図るとともに、供用開始地域の公共下水道への接続を促進します。



写真またはイラスト

四街道市統計書（資料：下水道課）

具体的な取り組み

(1) 公共下水道の整備

- ・市街化区域内の公共下水道の整備を着実に進め、未整備地域の解消を図ります。また、下水道長寿命化計画に基づく予防型の対策事業を推進します。
- ・市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の普及状況と公共下水道の整備費用を踏まえた、効果的な整備方針の調査・研究を行います。

(2) 公共下水道の普及・促進

- ・整備済区域のなかに未接続の世帯があることから、水洗化義務期間*経過後の未水洗化家屋を中心に水洗化への指導等を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
公共下水道整備事業	公共下水道（汚水）の計画的な整備を進めます。	下水道課
下水道普及・促進事業	整備済区域内の未接続世帯の解消に向けた接続促進啓発の取り組みを実施します。	下水道課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
下水道整備率	整備済延長/計画延長	83.5%	90.8%

期待される役割

市民	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。
地域	地域の市民に、下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を共有する。
事業所	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。

*市街化区域

都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができ、市街化区域は、すでに市街化を形成している区域またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

*水洗化義務期間

くみ取便所が設けられている建築物を所有する者が、汚水管が公共下水道に連結された水洗便所に改造することを定められた期間。公共下水道の処理を開始する日から3年以内。（下水道法）

33

安定した水の供給

施策分野【生活基盤】

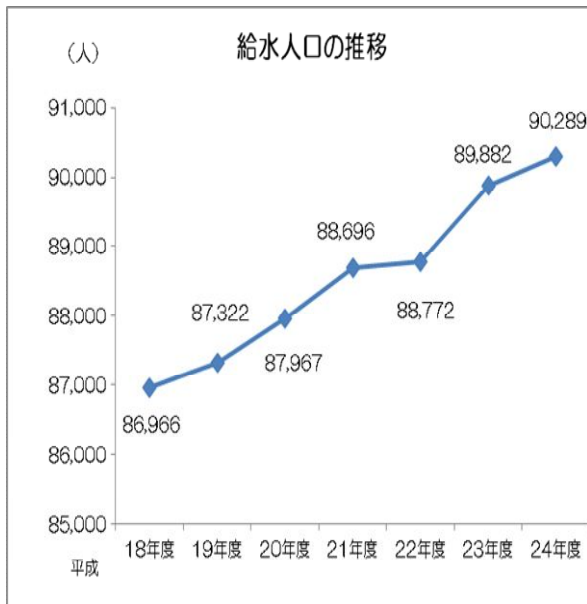
施策 33 安定した水の供給

現況と課題

- ・本市の水道事業は、昭和 37 年の給水開始以来、急激な人口増加に対応するため、給水能力の向上に努めており、平成 24 年度末の水道普及率は 99.5%となっています。
- ・本市は、水源を地下水に依存してきましたが、昭和 47 年の県公害防止条例による地下水取水規制により、昭和 56 年から、印旛広域水道用水供給事業*に参加し、現在、表流水への転換を進めています。
- ・表流水への転換には、水資源の確保が必要であり、印旛広域水道用水供給事業を通じて、水利権*の確保に努めていく必要があります。
- ・今後は、主要水道管、老朽管及び浄水施設等の更新を引き続き進めるとともに、徹底した水質の維持管理が必要です。

基本方針

- 安全な水を安定して供給していくため、水源の確保と浄水・取水・配水施設の整備、更新を計画的に進めていきます。



写真またはイラスト

四街道市統計書（資料：水道事業センター業務課）

具体的な取り組み

(1) 水資源の確保

- ・ 印旛広域水道用水供給事業に参加している市町との連携・協力のもと、水利権*の確保について国・県に対して要望していきます。

(2) 安全で安定した給水

- ・ 市民が常に安全な水の給水を受けられるよう、水質調査を行うとともに、水質管理体制の強化を図ります。
- ・ 年数を経過した浄水施設、取水施設の適切な更新、改修を進めます。
- ・ 漏水の防止や安定した給水を図るため、老朽管、狭小管の更新を進めます。また、配水管の耐震性の向上を目指し、主要水道管の更新を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛広域水道用水供給事業	印旛広域水道用水供給事業に参加し、水道用水の長期安定給水のための水源確保を行います。	政策推進課
水道管布設事業（再掲）	老朽管、狭小管を更新します。また、配水管の耐震性向上を目指し、主要水道管の更新を進めます。	工務課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
管路の耐震化率	耐震管路延長/管路総延長	26.3%	30.2%

期待される役割

市民	水資源の重要性を理解し、節水を心がけます。
地域	赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報します。
事業所	水資源の重要性を理解し、節水を心がけます。

*印旛広域水道用水供給事業

市町村事務の一部を共同処理することを目的として設立された印旛郡市広域市町村圏事務組合の事業。利根川などから取水した原水を水道水にして、水道事業を行っている印旛郡の7市1町1企業団へ供給している。

*水利権

河川の流水、湖沼の水などを排他的に取水し、利用することができる権利。

施策分野【道路・交通】

34

施策 34 道路網の整備・拡充

道路網の整備・拡充

現況と課題

- ・ 本市には、高規格幹線道路である東関東自動車道水戸線が市内東西を横断し、四街道インターチェンジが設置されています。また、一般国道である国道 51 号が市内東西を横断しており、主要地方道（県道）が四街道駅を中心に市街地を横断する形で整備されています。
- ・ 市内交通網を形成する本市の都市計画道路は、計 23 路線、総延長 50.02km が計画決定されています。都市計画道路の整備率は、平成 23 年度末時点で 44.0% であり、県平均の 54.0% と比べて低い整備率となっています。
- ・ 千葉市に隣接し、成田空港（新東京国際空港）に近接している本市は、通過交通量の割合も高く、また、都市計画道路の整備も完了していないことから幹線道路の交通渋滞の発生とともに、生活道路への過剰な通過車両の流入が起きやすい状態となっています。
- ・ また、市内を JR 線が横断しており、鉄道を通るための路線が限られていることから、今後は、交通渋滞の解消や防災力を強化するために効果的な路線の整備を進めていく必要があります。
- ・ さらに、一般市道などの生活道路では、市街地の交通渋滞の影響から、住宅地内の道路が抜け道として利用されているという状態であることを踏まえ、安全性や利便性を高めるための整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 交通渋滞緩和や道路利用者の利便性、安全性の向上を図るため、都市計画道路整備プログラム*に基づく整備を進めるとともに、都市間交通を高める一般国道・主要地方道（県道）の整備推進を働きかけます。また、安心して利用できる生活道路の整備に努めます。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 広域幹線道路の整備促進

- ・ 国道 51 号や主要地方道（県道）については、市内の道路網の骨格となることから、円滑な交通を確保するため、関係機関に整備を要望していきます。

(2) 都市計画道路等の整備

- ・ 都市計画道路については、防災や渋滞緩和の視点から市の南北を結ぶ道路の整備を優先的に進めるほか、事業中の路線の早期完成と、未整備路線の早期着工に努めます。
- ・ 既存の幹線市道については、道路の改修や補修を行い、道路交通事故防止に努めます。

(3) 一般市道（生活道路）の整備・充実

- ・ 生活道路については、道路の新設改修を行うとともに、交差点改良を行い、交通事故の防止に努めます。また、狭あい道路などの拡幅・整備を行います。さらに市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画*に基づく予防型の対策事業を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
道路整備事務事業	国道、主要地方道（県道）の整備を国、県など関係機関に要望していきます。	道路建設課
3・3・1号山梨臼井線整備事業	都市計画道路3・3・1号山梨臼井線の整備を行います。	道路建設課
道路新設改良事業	交差点改良事業や狭あい道路の改善を行い道路の安全性・快適性を高めます。	道路建設課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
都市計画道路の整備率	整備済延長/計画決定済延長	44.0% (23年度)	49.5%

期待される役割

市民	各事業者や市の道路整備のための事業推進に協力する。また、利用道路の改修時は、通行回避などで協力する。
地域	道路整備や利用道路の改修などの情報共有に努める。
事業所	各事業者や市の道路整備のための事業推進に協力する。また、利用道路の改修時は、通行回避などで協力する。

*都市計画道路整備プログラム

都市計画道路を計画的、効率的に整備することを目的に、事業の費用対効果、商業活性化や災害からの観点など、交通機能以外の多くの要因についても客観的な指標を用いて評価し、都市計画道路の整備順位を設定したプログラム。

*長寿命化修繕計画

これまでの使用上の問題が発生した時点でその都度対策を行う事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に政策転換を図り、安心した道路サービスの提供とライフサイクルコストの縮減・費用の平準化を目的とした計画。

施策分野【道路・交通】

35

施策 35 交通環境の整備

現況と課題

- ・ 市が管理する市道は、実延長約 400 kmに及び、誰もが安全に道路を利用できるよう、道路パトロールの実施による損傷箇所の早期発見や市民要望への迅速な対応など、適正な維持・管理に努めています。
- ・ 本市は、高齢者や障害者の利用頻度が高い医療施設や福祉施設が集中して立地しているとともに、今後、本市における高齢者人口の一層の増加が予測されることから、交通弱者である高齢者、障害者そして子どもなどを含む誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点による交通環境の整備が求められています。
- ・ すべての市民が安心して道路を利用できるよう、歩道の拡幅やバリアフリー化、交通安全施設の整備などに取り組んでいく必要があります。
- ・ JR四街道駅周辺は、交通量が多いことに加えて、通勤時間帯での自家用車による駅までの送迎、買い物などによる一時停車、放置自転車の発生などさまざまな要因から交通渋滞を招きやすい状態となっており、道路環境の改善や迷惑行為の解消に向けた取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

- 誰もが安心して利用できる交通環境を整備するため、道路のバリアフリー化を進めるとともに、歩道・道路の適切な維持管理を行います。また、駅周辺における交通環境の改善に取り組みます。

写真またイラスト

具体的な取り組み

(1) 道路管理の強化・充実

- 道路パトロールを実施し、破損個所の早期発見、早期修繕を行うなど、道路の適切な維持管理に努めます。また、道路用地における除草、清掃など、適正な環境の維持に努めます。
- 交通環境を向上させるため、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備を推進します。

(2) 駅周辺の交通環境の整備

- JR四街道駅周辺の交通混雑解消のため、北口広場の再整備を進めます。また、駅南口にエレベーターを設置することで、駅南北の連絡性を向上させます。
- JR物井駅周辺の利便性を向上させるため、西口広場の歩行者デッキや自転車駐車を整備します。
- 駅周辺環境を維持するため、駅前広場、市営駐車場の維持・管理及び放置自転車等禁止区域における放置自転車等への指導、撤去を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
道路管理事業	道路パトロールを実施し、破損箇所の早期発見、早期修繕により、道路の適切な維持管理を行います。	道路管理課
物井駅西側自転車駐車場整備事業	物井駅西側の自転車駐車場整備を行います。	道路管理課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
バリアフリー化した歩道整備箇所数	歩道の段差解消のため、バリアフリー化を行った箇所数	127ヶ所	207ヶ所

期待される役割

市民	違法駐車・違法駐輪などの迷惑行為をしない。また、道路の陥没・破損などを発見した場合、速やかに市に通報する。
地域	交通量の多い道路や通学路における子どもの安全確保に努める。
事業所	違法駐車・違法駐輪などの迷惑行為をしない。また、道路の陥没・破損などを発見した場合、速やかに市に通報する。

36

公共交通サービスの充実

施策分野【道路・交通】

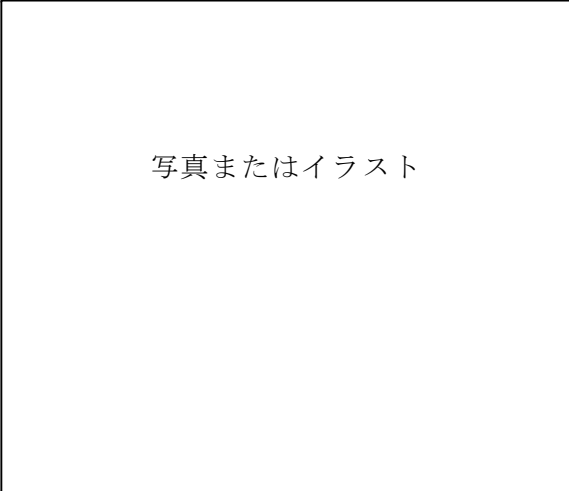
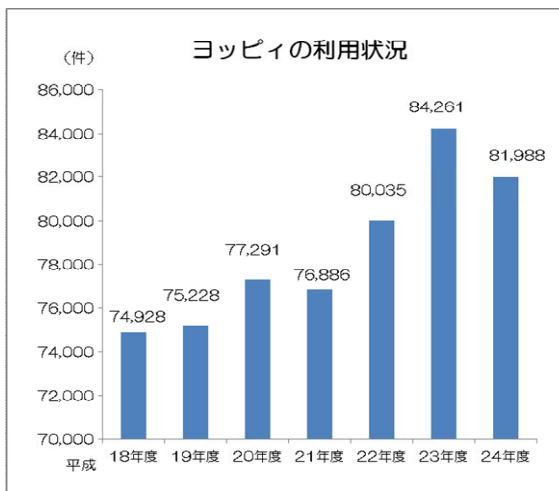
施策 36 公共交通サービスの充実

現況と課題

- ・本市では、多くの市民が通勤通学などにJR線を利用しており、市民生活に欠くことのできない大切な公共交通機関となっています。
- ・JR線については、東京・千葉方面への輸送力の増強や駅舎のバリアフリー化などの改善が進められてきましたが、利便性の一層の向上を図るため、列車増発による輸送力の強化や、終電時刻の繰り下げ、安全性に配慮した駅舎改善などが必要です。
- ・市内バス路線は、JR四街道駅、JR物井駅を主な起点として、市内各所を結んでいます。また、民間路線バスが通っていない地域の公共交通として、市内循環バス「ヨッピー*」が運行されており、市民の重要な日常生活の足となっています。
- ・近年、バス路線によっては利用者が減少傾向にあり、バス事業者による路線の維持が困難となってきています。バス路線の維持拡充のため、収益性の向上や地域との協力体制の強化が必要であるとともに、バス路線の未整備地域に対する公共交通の対応が求められています。

基本方針

- 利便性の高い公共交通を実現するため、JR線における輸送力の増強や駅舎の改善を求めるとともに、バス路線の維持と、便数の増加に努めていきます。また、タクシー事業者等の活用による新たな公共交通の充実を図っていきます。



四街道市統計書（資料：政策推進課）

具体的な取り組み

(1) JR線のサービス強化

- ・ JR線の利便性向上のため、通勤時間帯における列車の増発や、終電時刻の繰り下げなど、運行ダイヤの更なる改善と安全性に配慮した駅舎改善を積極的に事業者要望してまいります。

(2) 地域交通の確保・充実

- ・ 路線バスについては、バス利用者を増加させるため、運賃体系等の見直しなどサービスの充実をバス事業者に働きかけていくとともに、広報等におけるPRを積極的に行ってまいります。また、バス路線沿線の地域住民の協力のもと、バス路線の維持や拡充のための取り組みを進めます。
- ・ 市内循環バス「ヨッピー^{*}」については、収益性と市民の利便性に配慮した運行の改善を図ります。
- ・ タクシー事業者などの交通主体との連携や市民ニーズに応じた交通システムの構築に努めます。

*ヨッピー

民間路線バスの通っていない地域の公共交通として、平成13年より導入。平成25年3月から、ルートの変更や増便、普通運賃の改定（100円→160円）に改定。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
交通計画推進事業	市民の利便性向上を図るため、交通事業者と協議し、調整を図るとともに要望を行います。	政策推進課
市内循環バス運行事業	市内循環バス「ヨッピー」の運行に対して、補助金を交付します。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市内循環バス「ヨッピー」利用者数	市内循環バス「ヨッピー」の年間の利用者数	81,988人	82,000人

期待される役割

市民	公共交通機関を可能な限り利用し、路線維持のために協力する。
地域	公共交通機関を維持するため、地域住民に利用を呼び掛けるとともに、路線維持のための負担に協力する。
事業所	公共交通機関を可能な限り利用し、路線維持のために協力する。

37

市街地の計画的整備

施策分野【市街地形成】

施策 37 市街地の計画的整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、主にJR四街道駅を中心に自然発生的に市街化が進んだ既成市街地と、昭和40年代以降、計画的に開発造成された住宅団地を中心とする新市街地とに大別され、新市街地の開発は現在も続いています。
- ・新市街地としての開発が進む物井特定土地区画整理事業や成台中土地区画整理事業などの地域は、今後、人口流入に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。
- ・新市街地のなかでも、昭和40～50年代に開発・造成された地域では、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で進んでおり、これらの動きと連動した都市基盤施設の更新や再構築を図ることが求められています。
- ・一方、既成市街地のなかでは、防災対策や居住環境向上の面からも、市街地の再整備が必要な地区があり、要整備地区の抽出や事業化に向けた調査研究を行う必要があります。

基本方針

- 快適な市民生活を実現し、かつ、定住人口増加に結び付けるため、既成市街地における都市防災機能の強化や土地区画整理事業の継続的な支援に取り組むとともに、「四街道市都市計画マスタープラン」に基づいた計画的なまちづくりを進めます。

終了した土地区画整理事業

地区名	施行主体	施行面積
鹿渡	組合	5.70ha
四街道駅前	市	6.15ha
和良比	都市基盤整備公団	40.92ha
四街道南	組合	78.72ha
内黒田	住宅供給公社	27.34ha
駅南第1	組合	0.86ha
駅南第2	組合	1.45ha
和良比三才	組合	0.64ha
都市核北	市	11.33ha

現在施行中の土地区画整理事業

地区名	施行主体	施行面積
物井	都市再生機構	95.70ha
成台中	組合	51.18ha
鹿渡南部	組合	9.66ha
物井新田	組合	1.52ha

四街道市統計書（資料：都市整備課）

具体的な取り組み

*都市計画マスタープラン

都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)のこと。

(1) 都市計画マスタープランの推進

- 良好な住宅都市を形成していくため、都市計画マスタープラン*の方針に基づき、まちづくりを進めます。

(2) 居住環境の計画的整備

- 鹿渡南部地区、物井地区、成台中地区、物井新田地区で行われている土地区画整理事業の早期完了に向けて、適正な指導等により、良好な居住環境を有した新市街地の計画的な形成を図ります。また、事業地周辺の地区においては、区画整理と連携した効果的な事業の促進を図ります。
- 市街化区域内の未利用地については、個別の無秩序な宅地化を防止するため、適正な誘導を図り、公共空間の確保に努めます。

(3) 既成市街地の再整備

- 防災対策や居住環境の向上の面から市街地の再整備が必要な要整備地区の抽出や、地域の特性に合った整備手法の検討をしていきます。また、JR四街道駅南口地区市街地の再開発事業の事業化に向けた調査研究を行っていきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
都市計画事務事業	都市計画マスタープランの方針に基づき、まちづくりを進めます。	都市計画課
成台中土地区画整理事業関連事業	土地区画整理事業の指導・支援を行うとともに、区画整理区域外整備等を行います。	都市整備課
都市整備事務事業	計画的な市街地整備を進め JR 四街道駅を中心とした南北一体の拠点形成について、調査研究を行っていきます。	都市整備課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
土地区画整理事業による整備地区数	土地区画整理事業による整備済地区数	9地区	13地区
土地区画整理事業による整備面積	土地区画整理事業による整備済面積	173.1ha	331.2ha

期待される役割

市民	都市計画マスタープランの方針に基づいたまちづくりに協力する。
地域	都市計画マスタープランの方針に基づいたまちづくりに協力する。また、地域の未利用地や空き家等の情報提供を行う。
事業所	地域の特性に応じた秩序ある市街地の開発、再開発に協力する。

施策分野【市街地形成】

38

施策 38 都市核等の計画的形成

現況と課題

- ・ 本市は、中心市街地として発展してきたJR四街道駅周辺地区を都市核*として位置づけ、多様な都市機能の集積やにぎわいとふれあいのある中心拠点を目指し、区画整理事業を実施するなど、さまざまな施策を推進してきました。
- ・ 本地区は、多様な都市機能のほか、松並木シンボルロードが整備されるなど、利便性のみならず優れた景観をも備えています。一方で、一部には、土地・建物等の低・未利用が発生しており、今後は、これらの有効なストックについて利活用を促進し、市の魅力を高める各種機能の充実が求められています。
- ・ 市域の均衡ある発展のためには、都市核1つに都市機能を集中させるだけでなく、都市核を補完する地域の発展が必要です。
- ・ 土地区画整理事業により、居住環境が向上し、商業業務機能の強化が図られたJR物井駅周辺地区と、広域的な幹線道路、都市計画道路が接続する交通上良好な立地条件を有する成台中地区を地域核*として位置づけ、これら地域核の整備を促進していくことで、市内の均衡ある発展に結びつけていくことが求められています。

基本方針

- 中心市街地をにぎわいやふれあいのある中心拠点とするため、本市の発展の核「都市核」として位置づけ、諸機能の誘導を図ります。
- 市の均衡ある発展のため、都市核を補完する地域を「地域核」として位置づけ、諸機能の誘導を図ります。

写真またはイラスト

都市核等の計画的形成

具体的な取り組み

(1) 都市核の整備

- ・ JR四街道駅周辺地区のにぎわいの創出や利便性の向上を図るため、JR四街道駅北口広場の再整備と駅南口にエレベーターを設置します。また、都市核としての機能集積の促進に努めます。
- ・ JR四街道駅南口の市街地再開発事業については、駅を中心とする南北一体の拠点形成を図るため、事業化に向けた調査研究を行っていきます。

(2) 地域核の整備

- ・ JR物井駅西口広場の整備を進めるとともに、物井特定土地区画整理事業を促進します。
- ・ 成台中地区の都市機能整備を進めるとともに、成台中土地区画整理事業を促進します。

* 都市核

商業業務機能をはじめとして都市に求められる諸機能を有し、都市発展の核となる地域。

* 地域核

周辺地区を含む地域の核として、交通網を含めた地域の地理的要件を踏まえながら、的確な機能の誘導を図ることにより、市の活性化に寄与する地域。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
四街道駅北口広場再整備事業	四街道駅北口広場の各機能を効果的に配置し、市民ニーズを踏まえた再整備を行います。	道路管理課
物井駅西口広場歩行者デッキ整備事業	物井駅西口に歩行者デッキを整備します。	道路管理課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
地域核における区画整理区域入居率	物井、物井新田、成台中の区画整理区域内の入居率 (入居人口/計画人口)	33%	65%

期待される役割

市民	計画的なまちづくりに協力する。また、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。
地域	イベントを開催するなど、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。
事業所	計画的なまちづくりに協力する。また、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。

39

商工業の振興

施策分野【産業・就業支援】

施策 39 商工業の振興

現況と課題

- ・ 本市の商業環境は、県内他市と比較して事業者数は少なく、小売吸引力指数*も低い水準となっています。
- ・ 長引く景気の低迷や消費者の購買行動の変化などにより、中心市街地の商店会などでは多くの中小企業者が厳しい経営を強いられており、廃業などによる空き店舗も発生しています。
- ・ まちに賑わいを創出するためには、大型商業施設と中小企業者が共存していくことが必要であり、創業者に対する支援や、地域と商店会などが連携し地域を活性化する取り組みなどへの支援を充実させていく必要があります。
- ・ 工業環境は、都心や成田空港への交通アクセスが良好な本市の立地特性を活かした企業立地が十分に進んでいません。
- ・ 就業意欲がある市民に対しては、関係機関と連携した就業支援を行うとともに、障害のある人などの就業機会の確保についても福祉部門との連携を図っていくことが必要です。

基本方針

- 商工業の振興のため、商店会や商工会などと協力して中心市街地の活性化などに取り組むとともに、新たな企業の誘致や創業支援、中小企業者に対する支援などを実施します。
- 雇用機会拡大のため、関係機関等と連携した就業支援を行います。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
中心市街地等活性化イベント来場者数	中心市街地等活性化イベントの来場者数	1,000人	3,000人

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) 商工業の活性化

- ・ 空き店舗等活用事業補助制度*の活用、地域活性化イベントや安心して買い物ができる環境づくりへの支援などを通じて、中心市街地等の活性化を図るとともに、中小企業者と地域との連携が強化され、商店会などが地域福祉の担い手となるような取り組みを支援します。
- ・ ご当地グルメの商品化、一店逸品運動*などを支援するとともに、商工会などが取り組む情報発信事業を支援します。
- ・ 生産者・商工業者と消費者との相互理解を深めるため、産業まつりを開催します。

(2) 中小企業の支援

- ・ 中小企業者の経営基盤安定を図るとともに、新製品開発や技術革新などに前向きに取り組む中小企業者を支援します。
- ・ 中小企業の経営者が抱える課題の共有、課題解決への相互協力、農商工連携*の機運を醸成するため、商工会などと連携し、異業種交流の場を設け、新たなビジネスプランの創出を図ります。

(3) 企業誘致環境の整備と創業への支援

- ・ 企業誘致を実現するため、異業種交流の場に積極的に参加し、ニーズの把握や企業とのネットワークの構築を図るとともに、金融機関などと連携して企業誘致が可能な土地の情報収集を行います。
- ・ 市外の中小企業者などに対して、空き店舗等活用事業補助制度を活用した積極的な誘致活動を行います。

(4) 就業支援の充実

- ・ 千葉県、ハローワーク、ジョブカフェちば*などと連携を図り、セミナー開催や雇用情報の提供に努めます。
- ・ 空き店舗を活用し新たな雇用機会を創出するとともに、中小企業者などの協力を得て、障害のある人などの雇用機会の確保に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
中心市街地等活性化事業	空き店舗などを活用した出店に対する補助や中心市街地活性化に向けた関係者の連携強化、情報発信、イベント開催への支援などを実施します。	産業振興課
中小企業資金融資事業	中小企業者の資金調達を支援します。	産業振興課
企業誘致事業	企業誘致のために民間企業とのネットワークを構築します。	産業振興課
労働行政事業	関係機関と連携し、セミナーなどを開催します。	産業振興課

期待される役割

市民	市内で買い物をするなど市内中小企業者の育成に協力する。
地域	商工業者と連携した地域づくり活動を行う。
事業所	異業種交流を通じた中小企業者間の連携強化に取り組む。障害者などの雇用機会の創出に協力する。

*小売吸引力指数

地域が買物客を引き付ける力を表す指標。指数が1.00 以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.00 未満の場合は、外部に流出していることが見えることができる。(平成19 年の本市の小売吸引力指数は0.79)

*空き店舗等活用事業補助制度

空き店舗及び空き家を活用して出店する場合に改装費や賃借料の一部を補助する制度。

*一店逸品運動

オリジナルの逸品やこだわりの商品・独自のサービスなどで、店とまちの魅力をより高めようとする運動。

*農商工連携

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

*ジョブカフェちば

地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者(15 歳から39 歳まで)が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンター。

40

農林業の振興

施策分野【産業・就業支援】

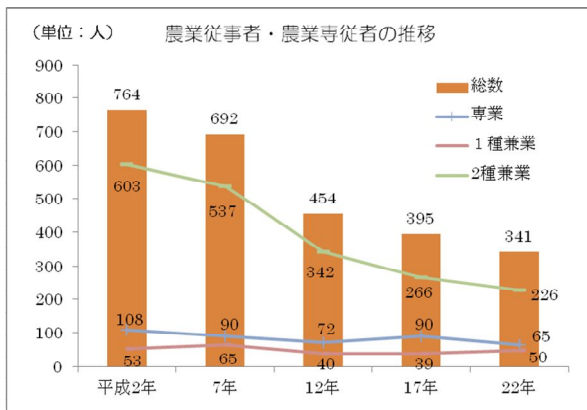
施策 40 農林業の振興

現況と課題

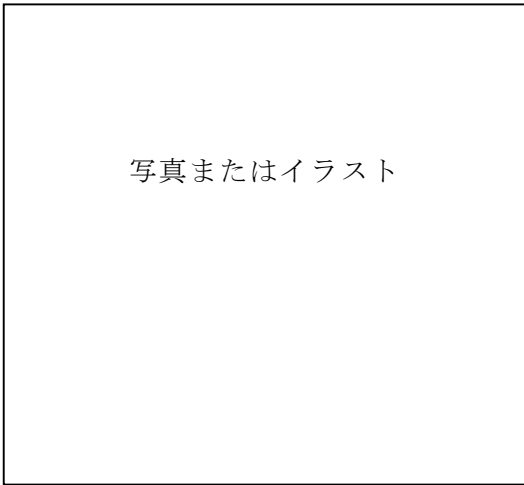
- ・本市の農業では米や多品種の野菜の生産が行われていますが、農業者の高齢化と後継者難の問題などにより、農業従事者が減少し耕作放棄地*もみられることから、生産基盤の整備や生産体制の効率化、新規就農者の確保が求められています。
- ・メロンやカラーピーマンなどの特産品づくりを進めていますが、認知度が低いため、情報発信を強化するとともに生産拡大を図る必要があります。
- ・本市では、市民が野菜や花を栽培して自然とふれあい、農業への理解を深めることを目的に市民農園の貸し付けを行っています。
- ・市内で生産された新鮮な農産物が提供できる農産物直売所の設置や朝市の開催を支援しています。今後も、情報発信などを通じて周知を図り、地産地消を推進するとともに、新たな販路拡大が求められています。
- ・市内の森林は土地所有者の高齢化などの影響で荒廃が進んでおり、適切な森林保全のための支援が求められています。

基本方針

- 農林業の振興のため、生産基盤の整備や経営者の育成支援、特産品の育成などを行うとともに、市民と農林業とのふれあいを推進します。



資料：農業センサス



具体的な取り組み

(1) 農林業生産基盤の整備

- ・ 農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地保全のため、農業振興地域整備計画*の全体見直しを実施します。
- ・ 耕作放棄地を解消する農業者や団体への支援を行います。
- ・ 森林整備計画に基づき、造林や下刈りなどを計画的に進め、森林の保全と整備に努めます。

(2) 農業経営者の育成と支援

- ・ 優れた農業経営者の育成と確保のため、認定農業者*を拡充するとともに、地域とともに人・農地プランを作成し、新規就農者や農地集積への支援を行います。
- ・ 農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。
- ・ メロンやカラーピーマンの生産力を向上させるとともに広く消費者にPRし、市の特産品として育成します。
- ・ 米の生産調整による転作に対して支援を行います。

(3) 農林業とのふれあいの促進

- ・ 市民が実際に農業を体験できる場として、市民農園の貸し付けや市民農林業大学*を開校します。
- ・ 朝市、産業まつりの開催、農産物直売所の整備支援を行い、生産者とのふれあいの場を提供することにより、市内で生産された農作物の地産地消及び販路拡大を促進します。
- ・ 森林保全を行っているNPOやボランティア組織への支援や市民農林業大学卒業者の参加を促進し、里山の手入れや保全活動を支援していきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
農業振興地域整備計画事業	農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。	産業振興課
農業経営基盤強化促進事業	認定農業者を育成し農業経営の効率化、規模の拡大を推進します。	産業振興課
市民農園事業	市内3か所（今宿・打越・大割）の市民農園の使用者への貸し付けを行います。	産業振興課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
認定農業者数	市内の認定農業者（団体）の数	21	25

期待される役割

市民	四街道産農産物を購入、消費する。
地域	森林保全活動に協力する。
事業所	生産性を高め、経営基盤を強化する。 農地集積に協力する。

*耕作放棄地

以前耕作があったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

*農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画。

*認定農業者

農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。認定を受けることで、低利融資制度などが利用できる。

*市民農林業大学

市が主催する市民を対象とした農林業の講座。「林業の部」では、講習や実習を通じ林業の基礎知識を学び、里山の整備などに取り組み、「耕作の部」では、野菜の栽培講習会や作業実習を行い、野菜づくりに関する基礎知識や管理技術の習得に取り組む。

施策分野【みんなで地域づくり】

41

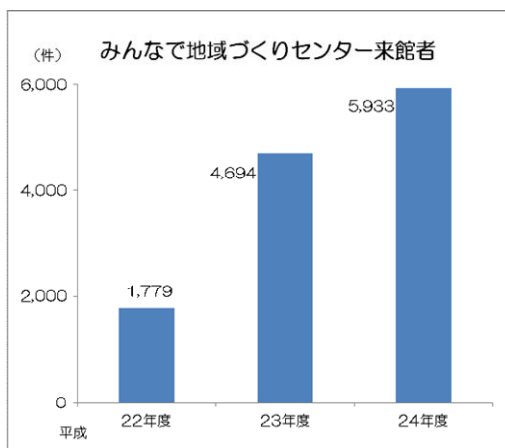
施策41 みんなで地域づくりの推進

現況と課題

- ・本市は、市政に参加・協働するための仕組みを整え、真に市民による市民のための地域社会を実現する、市民自治のまちづくりを推進しています。
- ・まちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」を進めていくためには、市民を始めとしたさまざまな主体の連携や協働が必要です。今後、これらの活動をさらに活性化し、地域の課題解決に結び付けていくことが必要です。
- ・市民協働を推進するため、「みんなで地域づくり指針」を制定し、みんなで地域づくりセンター*を開設・運用しています。みんなで地域づくりセンターは地域で活動する団体や市民の支援を行っており、これらの取り組みをさらに拡大していくため、地域づくりを担う人材育成やみんなで地域づくりセンターの効果的な運用方法を検討する必要があります。
- ・本市は、市民参加を推進するため、市民参加条例を制定しており、制定後においても、パブリックコメントの実施の義務化や市民提案手続の年齢要件の緩和など市民参加の機会拡大に努めてきました。一方で、参加者の固定化や参加者世代の偏りなどが発生しており、参加の少ない若い世代に対する市政への参加を高める取り組みが求められています。
- ・広聴活動では各種行政相談や市長への手紙、電子メールなどにより、市民意見・要望の把握に努めてきました。今後はインターネットのさらなる活用により広範な市民の声・意見を幅広く取り入れて、市政に反映させていく必要があります。

基本方針

- 市民と行政が協力して地域の課題解決に取り組むため、市民参加条例を適正運用するとともに、「みんなで地域づくり」における活動の活性化・拡大を支援します。



資料：政策推進課

みんなで地域づくりの推進

具体的な取り組み

(1) みんなで地域づくり活動の推進

- ・ みんなで地域づくり指針に基づき、みんなで地域づくりセンター*を核とした地域づくりを推進します。また、活動団体同士の連携を深め、地域課題への対応力の向上を図ります。
- ・ みんなで地域づくりセンターの機能を強化するため、コーディネーターの確保・育成に取り組みます。
- ・ 市民団体が提案した事業を支援するみんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）の円滑な運営を図ります。
- ・ みんなで地域づくりセンターによる地域づくりのための学びの場の提供と、地域資源の活用を図ることのできる、まちづくりを担う人材の育成を支援します。

(2) 市民参加機会の拡充

- ・ 市民参加条例の適正な運用を行うとともに、若い世代の市民参加を促進するため、ホームページ、フェイスブック等を活用した情報発信や中学生模擬議会の開催など、さまざまな手法により市政への関心を高め、市民参加の機会拡充に努めます。
- ・ 市政やまちづくりに関する市民の意向を把握し、政策等に反映させるため、定期的に市民意識調査を実施します。
- ・ 市長への手紙・電子メールに加え、インターネットを活用したモニター制度を実施するなど広聴業務の充実を図り、市民の意見・要望等の把握に努めます。

*みんなで地域づくりセンター

「みんなで地域づくり指針」に基づき、四街道の地域づくり（地域課題の解決を図る取り組み）の推進エンジンとして、区・自治会、NPO・ボランティア団体、文化・スポーツ団体、事業者、市などのコーディネーター役を担う組織。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
コラボ四街道事業	市民団体が暮らしのなかで生まれたアイデアあふれた事業を提案し、当該市民団体が自主的に、または市と協力して事業を実施します。	政策推進課
市民参加推進事業	市民参加条例に基づき、市民参加手続きの実施予定の公表や市民提案手続きの実施などを行います。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
コラボ四街道による協働事業件数	コラボ四街道事業で採択された協働事業の数（5年間の総数）	一件	25件

期待される役割

市民	地域活動や市のまちづくりに自発的に参加し協力する。
地域	地域の市民に、地域活動やまちづくりへの関心を喚起する。また、多様な地域活動を実施する。
事業所	地域活動や市のまちづくりに自発的に参加し、事業所ごとに持つ専門的知識を活用する。

42

コミュニティ活動基盤の整備

施策分野【みんなで地域づくり】

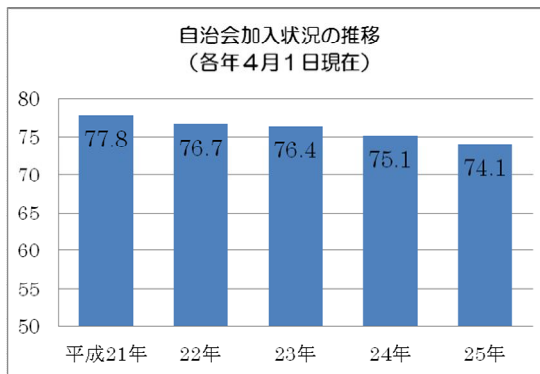
施策 42 コミュニティ活動基盤の整備

現況と課題

- ・ 都市化などにより近隣づきあいの希薄化が進む一方、東日本大震災の経験から地域の防災活動や防犯活動を担うコミュニティの重要性が再認識されています。
- ・ 本市では、平成25年4月1日現在で82の区・自治会が組織されていますが、加入率は74%に留まっており、地域における共助の体制を強化するためにも、加入を促進することが必要です。
- ・ 区・自治会を活性化させるためには、活動やその拠点の整備に対する支援を行うとともに、市や区・自治会相互との連携強化を図る必要があります。
- ・ 市民がふるさと意識を共有し、市民同士の連帯感を生み、子どもや若い世代にふるさと四街道の良さを伝えるイベントを継続的に実施し、郷土意識を高めることが求められています。

基本方針

- 地域住民がお互いに支え合い、協力し合うコミュニティを形成するため、コミュニティ活動や活動拠点の施設整備などを支援するとともに、ふるさと意識の高揚を図ります。



資料：自治振興課



具体的な取り組み

(1) 地域自治活動の活性化

- ・ コミュニティの重要性を啓発し、区・自治会への加入促進を図ります。
- ・ コミュニティ活動が活発に行われるように、財政的な支援のほか、情報提供や助言を行うなど、きめ細かく支援します。
- ・ 区・自治会相互の連絡調整や地域の枠を超えた問題の解決、情報交換などのため、地区連絡協議会を開催します。
- ・ 地縁団体申請に関する相談を受けるとともに、申請に対し審査・認可を行います。

(2) 交流・連携拠点の整備

- ・ 区・自治会が管理・運営する自治会館などの地区集会施設の建設・修繕・備品購入などにかかる経費の一部を助成します。
- ・ 市が所管するコミュニティセンター、地区集会場、ふれあいセンターなどを適正に維持管理します。

(3) ふるさと意識の高揚

- ・ ふるさと意識の高揚を図るため、市民参加型の祭りである四街道ふるさとまつりを開催します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民自治組織運営補助事業	区・自治会の運営、お祭りなどの親睦事業などに対して助成します。	自治振興課
コミュニティ施設維持管理事業	区・自治会が管理する集会施設の建設・修繕や備品購入などに対して助成します。	自治振興課
ふるさとまつり事業	四街道ふるさとまつりを開催します。	自治振興課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
区・自治会への加入率	区・自治会に加入している世帯の割合	74.1%	75.0%

期待される役割

市民	区・自治会に加入し活動に参加する。
地域	区・自治会活動を行う。
事業所	イベントへの参加、協賛など区・自治会活動に協力する。

施策分野【シティセールス】

43

施策 43 シティセールスの推進

現況と課題

- ・ 市内外に向けてさまざまな情報を発信し、まちの知名度アップやイメージアップを図るシティセールス*に取り組む自治体は増加傾向にあります。
- ・ 本市は、これまで緑豊かな住宅都市として着実な発展を遂げてきました。今後は、日本全体の人口が減少するなか、若い世代の転入・定住を促進し、まちの活力を維持していくため、市の魅力を積極的に発信していくシティセールスへの取り組みとシティセールスを推進するための体制整備が求められています。
- ・ 本市では、公開番組の共催を始め各種イベントを実施していますが、今後はこれらのイベント情報を市内外に効果的に発信し、交流人口の増加、にぎわいの創出につなげていくことが必要です。
- ・ シティセールスは、効果的に情報を発信するため方法や手段を十分検討することが重要です。また、本市の魅力の一つでもある市民活動をさらに活発化させ、活動主体と行政がともに協力して市の魅力の発掘や新たな魅力の創造に取り組み、市内外に発信していく本市ならではのシティセールスの構築が必要です。
- ・ シティセールスの取り組みは行政のみならず、事業者や市民一人ひとりが市の魅力や情報を把握し、外に発信することが必要です。そのため、事業者も含め市民みんなでさまざまな媒体を通じて市の魅力を発信していくことが重要です。

基本方針

- まちの魅力を積極的に発信し、交流人口の増加や定住人口の増加に結び付けるため、また、市民の郷土愛を育むためシティセールスの推進に取り組みます。
- まちのにぎわいを創出するため、市民も来訪者も、ともに楽しめるようなイベントを、継続的に開催します。

写真またはイラスト

具体的な取り組み

(1) シティセールス体制の整備

- ・ 良好な環境を持つ利便性の高い住宅地、里山をはじめとする緑、ホテルなどの貴重な動植物など、本市が持つさまざまな魅力や市民の自主的な活動により創出する新たな魅力について、積極的に市内外に情報発信を行うシティセールスを推進するための体制整備を進めます。

(2) 地域の魅力創出

- ・ 公開番組などの各種イベントを開催し、市外からの交流人口の増加を図ります。
- ・ 市民が自主的に取り組む四街道ブランド創生のための活動を支援することで、四街道ならではの魅力の創出を図ります。
- ・ 市民団体が提案した事業を支援するみんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道事業）の円滑な運営を図ります。

(3) PR活動の強化・推進

- ・ 市政だよりは、市民に最も身近な媒体として、見やすい・わかりやすい紙面づくりに取り組んでいきます。
- ・ ホームページは、情報量の充実を図り、利用しやすいコンテンツづくりに取り組みます。また、フェイスブック*などを利用し、積極的に情報発信を行います。
- ・ 市民等が自らブログなどを活用し、市外に向けて本市の魅力を積極的に発信する仕組みの構築を検討します。
- ・ 市民、事業者などの協力を得て、本市の魅力的な地域資源を旅行商品としてパッケージ化し、企画から運営にわたり地域内外の多様な主体が関わることで、交流人口の増加を図る観光まちづくりに取り組みます。

*シティセールス
都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることを目指す取り組み。

*フェイスブック
ソーシャルネットワークサービスの一つ。実名で登録することが条件であり、会員数が多いことから、コミュニケーションツールとして効果が高いといわれている。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
シティセールス推進事業	シティセールスを推進するための体制づくり、シティセールス戦略の策定などを行います。	政策推進課
イベント事業	公開番組など各種イベントを実施します。	政策推進課
PR事業	市の魅力をPRします。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
地域ブランド認定数	地域ブランドとして認定した件数	一件	4件

期待される役割

市民	市内で開催されるイベントに参加する。また、市の発信情報を把握し、市民自らが本市の魅力を発信できるようにする。
地域	イベントの運営支援に協力する。
事業所	イベントの運営支援への協力や四街道の名産品の開発に協力する。

施策分野【行財政運営】

44

施策 44 計画的・効率的な行政運営の推進

現況と課題

- ・ 少子高齢化の一層の進行により、税の主たる担い手である現役世代の減少に伴う税収減や社会保障関係経費の増大など、より効率的な行政運営が求められています。一方で、市民ニーズは、高度化・多様化しており、増加する行政需要に対して弾力的かつ的確に対応できる行政運営が必要です。
- ・ 本市では、これまで、「四街道市行財政改革大綱」に基づき、事務事業の見直しや職員数の削減など、経常的な経費の抑制と計画的な財源の確保に努めてきました。今後も限られた財源や資源を有効に活用していくため、計画、行政評価、予算編成を一体的に管理するマネジメントサイクル（PDCAサイクル*）の考え方に基づく運営と、職員一人ひとりの意識改革や政策形成能力、専門実務能力のさらなる向上が求められています。
- ・ 情報化社会の進展により、本市においても情報通信ネットワークの基盤整備を進めてきました。今後も、情報技術の進展に合わせ、市民サービス向上のための更新や改修が求められています。
- ・ 窓口における行政サービス向上を図るため、平成 22 年よりワンストップサービス*を導入しています。今後は増加傾向にある外国人や平日に来庁が困難な市民への情報システムの整備や見直しが求められています。
- ・ 本市は、情報公開条例及び個人情報保護条例により、情報公開や個人情報の保護の適切な運営に努めています。今後も、市政に関する情報を的確に発信して透明性の高い市政運営を行うとともに、個人情報保護の適切な運営が求められています。

基本方針

- 多様な行政需要に応えるため、継続的な行財政改革と計画的な行政運営に取り組んでいきます。また、行政運営の透明性を高め、市政に関する情報の公開・提供を積極的に進めます。

写真またはイラスト

計
画
的
・
効
率
的
な
行
政
運
営
の
推
進

具体的な取り組み

(1) 計画行政の推進

- ・ 総合計画の進行管理と行政評価、予算編成を関連づけ、PDCAサイクル*に基づき計画的な行政運営を推進します。

(2) 事務執行体制の充実・向上

- ・ 限られた行政資源のなかで、質の高いサービスを提供していくため、組織・機構の一層の効率化を図るとともに、職員の意識改革と政策形成能力向上や専門性向上のための研修を実施するなど、課題に対応できる組織体制を整えます。
- ・ 情報化推進計画を推進し、高度情報化社会に対応した情報基盤を構築していきます。
- ・ 住民福祉向上に向けた事務執行体制の維持・向上を図ります。

(3) 市民窓口サービスの向上

- ・ 市民窓口サービスは、ワンストップサービスの充実を図るほか、外国人や平日に来庁が困難な市民への対応など、利用者の目線でサービスの充実を図ります。

(4) 情報公開の充実・個人情報の保護

- ・ 情報公開条例、個人情報保護条例等に基づき、市民が利用しやすい情報公開制度の運用と、個人情報の適切な保護を図ります。また、情報の公表の推進に関する指針に基づき、市政に関わる情報の公表を積極的に推進します。

* PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

* ワンストップサービス

従来、複数の窓口で行われていた届出や申請といった手続きを専用の窓口を集約した総合窓口。引っ越し、結婚、離婚、出生、死亡などに関する手続きが原則として、1つの窓口で行うことができます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
総合計画推進事業	適切な進行管理等を行い、総合計画の推進を図ります。	政策推進課
住民情報業務運営事業	住民情報や税情報など住民に関わる情報システム等の維持管理を行います。	情報推進課
窓口証明交付事業	各種証明書の発行と利便性の高い総合窓口サービスを提供します。	窓口サービス課
情報公開・個人情報保護事業	情報公開及び個人情報保護について各条例に基づき、情報公開請求及び自己情報開示請求への対応などを適正に行います。	総務課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
委託等の推進	前期基本計画期間内における直営事業の委託化件数	—	9件

期待される役割

市民	行政運営に関心を持ち、市民参加機会を通じて意見を提出する。
地域	行政運営に関心を持ち、市民参加機会の情報を地域の市民に周知する。
事業所	行政運営に関心を持ち、市民参加等の情報を事業所内に周知する。

施策分野【行財政運営】

45

施策 45 健全な財政運営の推進

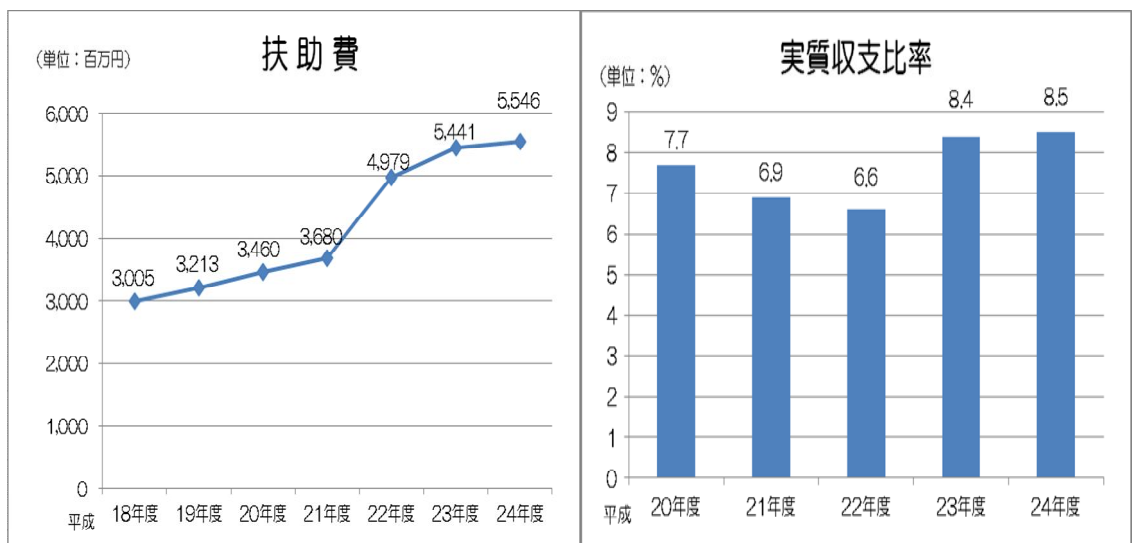
健全な財政運営の推進

現況と課題

- ・ 地方財政は極めて厳しい状況が続いているなかで、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、市民に身近な社会資本の整備・更新など、さまざまな財政需要への対応が求められています。
- ・ 少子高齢化の一層の進行が予想され、税収の大きな伸びが期待しにくいなか、財政の安定的な運営を行うため、歳入における新たな財源の確保に向けた取り組みと市税徴収体制の強化が必要です。
- ・ 歳出では、社会保障関係経費である扶助費が平成 13 年度以降増加を続けており、今後も義務的経費の増加が懸念されています。そのため、引き続き、行財政改革や市有財産の有効活用に取り組み、継続的な経費の抑制に努めるとともに、PDCAサイクルの考え方をより明確にした予算編成が必要となっています。
- ・ 市が管理する建築物の多くは、建設後 20 年以上を経過しており、将来における修繕費用の発生など、維持管理費用の増大が懸念されています。今後は、これらの資産について、適正な管理・修繕に努めるとともに、総合的に有効活用を図るファシリティマネジメント*の考え方による運営管理が必要です。

基本方針

- 質の高い行政サービスを、将来にわたって持続的に提供できる行政運営を行っていくため、歳入規模に応じた財政運営を堅持するとともに、徴収率の向上、市有財産の有効活用等、効率的・効果的な方法により財源の確保を図ります。



資料：財政課

具体的な取り組み

(1) 財源の確保

- ・ 課税客体*の正確な把握及び賦課、徴収率の向上に努めるほか、滞納者に対する適正な対応により税収の確保に努めます。
- ・ 財源確保のため、使用料・手数料の定期的な見直しや、広告料収入の拡大に取り組めます。
- ・ 公有地については、有効活用も含め適切な管理を行います。未利用地については売却や貸付も視野に入れ、財源の確保に努めます。

(2) 効率的財政運営

- ・ 指定管理者制度など民間委託の検討や下水道事業の地方公営企業法適用の実施、職員提案実施による事務の効率化の推進など、効率的な財政運営に向けて取り組めます。
- ・ 総合計画、行政評価、予算査定が連動した、PDCAサイクルを確立し、効果的・効率的な財政運営に取り組めます。

(3) ファシリティマネジメントの推進

- ・ ファシリティマネジメント*の考え方に基づき、公共施設の保全費用の削減やエネルギー等のコスト削減及び市有物件の活用等に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
広告事業	広告媒体の選定、広告内容・事業者の審査を行います。	政策推進課
行財政改革推進事業	行財政改革推進計画に基づき、計画的な行財政改革を推進します。	行革推進課
ファシリティマネジメント推進事業	ファシリティ（土地・施設・設備などの市有資産）を対象に、ファシリティマネジメント基本方針に基づき一元管理、有効活用の徹底を図ります。	管財課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
実質収支比率*	実質収支額/標準財政規模	8.5%	3~5%

期待される役割

市民	納税の義務を果たすとともに、市の財政運営に関心を持つようにする。
事業所	納税の義務を果たすとともに、企業PRに市の広報媒体（広報誌、HPなど）を利用する。

*ファシリティマネジメント

業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）

*課税客体

課税の対象となる物件等。

*実質収支比率

一般財源の標準的の大きさを示す「標準財政規模」に対するその年度に属すべき収入と支出の実質的な差額である「実質収支」の割合。一般的には3~5%程度が望ましいと言われていた。

46

男女共同参画社会づくりの推進

施策分野【共生社会】

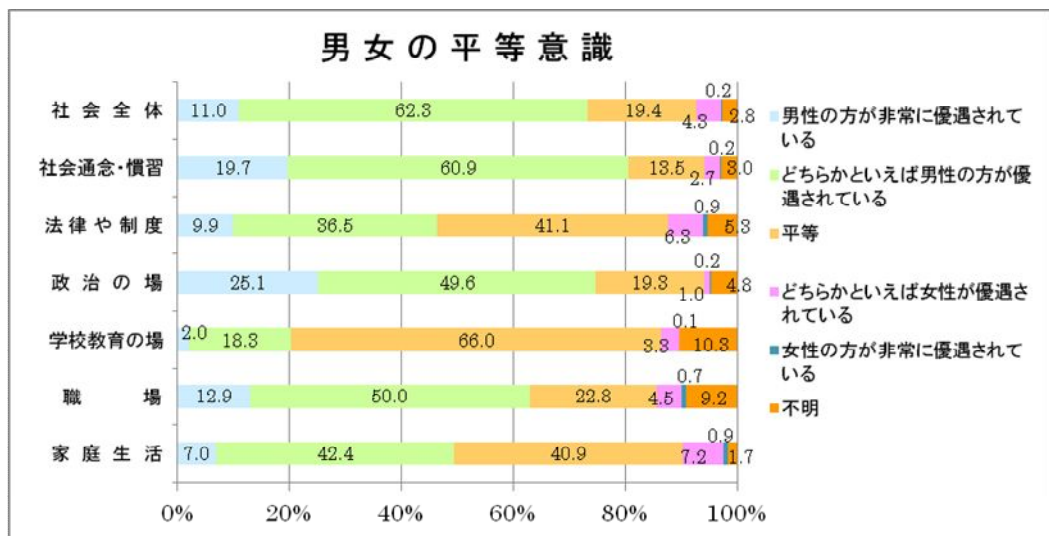
施策 46 男女共同参画社会づくりの推進

現況と課題

- ・平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、あらゆる分野で男女が共に参画する社会を形成するための取り組みを国、県、地方公共団体において進めていく必要があります。
- ・本市では、第 1 次四街道市男女共同参画推進計画（平成 16～20 年度）、第 2 次四街道市男女共同参画推進計画（平成 21～25 年度）に基づき、各施策を継続的に推進してきました。しかし、平成 23 年度に実施した市民意識調査では、男女共同参画に関する施策の重要度が、他施策と比べても低いものと評価されていることから、男女共同参画に対する一層の意識の向上が必要です。
- ・男女共同参画社会の推進にあたっては、固定的な性別役割分担意識の問題や男女間の暴力などによる人権侵害への対応が必要です。
- ・本市の政策・方針決定等への女性の参画については、「四街道市審議会等に関する指針」に基づく取り組みにより、審議会への女性登用率が平成 24 年度末で 28.8%となり、政策決定の場における男女共同参画は着実に広がっています。
- ・今後は、第 3 次四街道市男女共同参画推進計画（平成 26～33 年度）に基づき、各種施策の着実な推進により、あらゆる分野で、男女がともに尊重し活躍できる環境の整備が必要です。

基本方針

- あらゆる分野で男女が平等な立場で参画できる社会を実現するため、男女共同参画推進計画に基づく各種施策を総合的・体系的に進めます。



四街道市男女共同参画市民意識調査報告書（平成 25 年 2 月）より

具体的な取り組み

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・ 男女共同参画をテーマとする講座や男女共同参画フォーラムを開催し、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。
- ・ 男女共同参画に関する各種情報について、市ホームページへの掲載や情報誌の発行などによる広報活動に努めます。
- ・ 男女間の暴力発生を防止するため、「四街道市児童及び配偶者に対する暴力防止対策地域協議会（CANPY）」の活動を強化するとともに、DV防止の啓発に努めます。
- ・ 第3次男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 女性の社会参加促進

- ・ 「四街道市審議会等に関する指針」に基づき、審議会・委員会への女性委員の登用を推進します。
- ・ 女性の社会参加を促進するため、育児、介護、セクシャルハラスメントなどへの対応を図ります。
- ・ 女性の就業を促進するための講座を開催します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画推進計画を推進するとともに、進行管理を行います。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
審議会・委員会への女性委員登用率	審議会等の委員定数に対する女性委員の割合	28.8%	35%

期待される役割

市民	男女共同参画に関する講座に積極的に参加し、男女共同参画に対する理解を深める。
地域	自治会等においても、男女共同参画の考え方に基づいた運営に努める。
事業所	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを考慮した取り組みの推進に努める。

写真またはイラスト

47

国際化への対応

施策分野【共生社会】

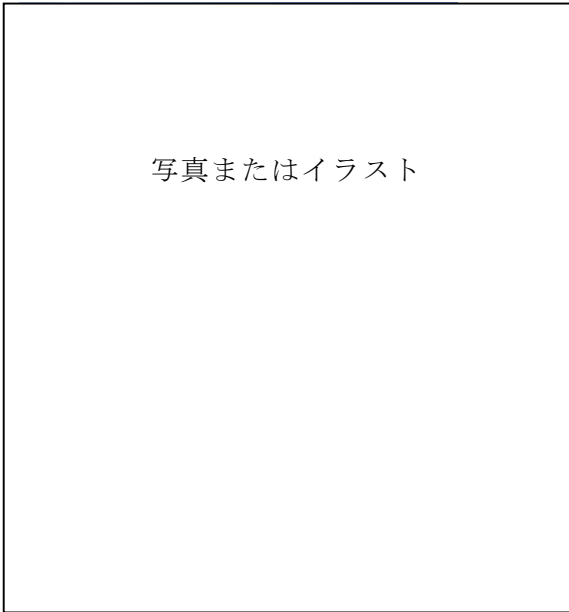
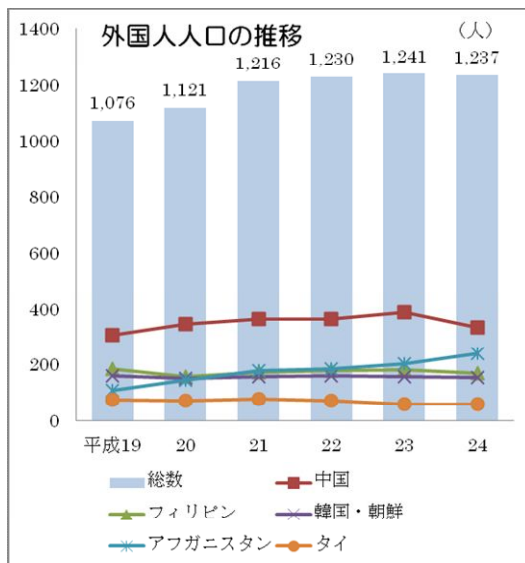
施策 47 国際化への対応

現況と課題

- ・本市では、平成 23 年度に「四街道市国際交流協会」(YOCCA)* が設立され、ボランティアにより運営されています。本市の外国人人口は増加傾向を示しており、平成 24 年 12 月 31 日現在では 1,237 人に達しています。学校教育現場における外国人児童・生徒への対応など、地域で安心して暮らせるようサポート体制が求められます。
- ・本市は、昭和 52 年にリバモア市(米国)と姉妹都市提携を締結して以来、さまざまな交流事業を実施しており、中学生による短期交換留学では、これまでに 200 名以上の中学生を送り出しています。今後も国際感覚に優れた人材の育成のため、継続的な実施が求められます。
- ・本市では、昭和 58 年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、市民一人ひとりの平和意識の高揚を図っています。戦争体験を持つ市民が減少する中、平和の大切さを継続して啓発することが重要となっています。

基本方針

- 市民の国際理解を深めるため、異文化を理解し、地域で共に暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 平和意識を高めるため、「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえた啓発活動を実施します。



具体的な取り組み

(1) 国際交流の推進

- ・ 国際交流の中心的役割を担う四街道市国際交流協会と積極的に連携し、市民が主体となって行う事業を支援します。
- ・ 市内に暮らす外国人に対し、四街道市国際交流協会を窓口とした相談業務を実施します。
- ・ 日本語を母国語としない児童・生徒に対する学習支援を行います。
- ・ 姉妹都市リバモア市との短期交換留学制度を継続して実施します。

(2) 平和意識の高揚

- ・ 「核兵器廃絶平和都市宣言」を周知し、原爆写真パネル展や市民団体が行う平和活動への支援などを通じて、平和意識の高揚を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
国際交流事業	四街道市国際交流協会と協力しながら外国人市民のサポートを行います。姉妹都市リバモア市との短期交換留学を実施します。	秘書広報課
平和関連事業	市民団体等の活動支援、平和都市宣言モニタリングの管理、原爆写真パネルの展示などを行います。	総務課

期待される役割

市民	外国人市民のサポートや、交換留学生の受け入れ先として協力する。
地域	区・自治会活動に外国人市民を受け入れる。
事業所	外国人市民に配慮した多国語表記に努める。

写真またはイラスト

*** 四街道市国際交流協会 (YOCCA)**
 国籍を問わず四街道市に住む市民同士や姉妹都市等との相互交流を通じて、市および市民の国際化に寄与することを目的に設立された任意団体。
 ボランティアによって運営されている。